

令和7年度 第2回 淡路島地域公共交通活性化協議会

日時：令和8年1月27日（火）14:00～

場所：洲本市経済交流センター（洲本商工会議所）

2階多目的ホール

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

(1) 令和7年度淡路島地域公共交通活性化協議会の施策の進捗報告について 報告

(2) 令和7年度幹線系統補助・フィーダー系統補助の事業評価（案）について 協議 1

(3) 令和8年度地域内フィーダー系統補助の計画変更届出（案）について 協議 2

(4) 淡路島地域公共交通計画の変更（案）について 協議 3

4. その他

【配付資料】

次第

協議会名簿

配席図

協議会規約

報告：令和7年度淡路島地域公共交通活性化協議会の活動、施策の進捗報告について

協議 1-1：淡路島地域公共交通活性化協議会（ネットワーク全体の評価）幹線系統

協議 1-2：淡路島地域公共交通活性化協議会（ネットワーク全体の評価）フィーダー系統

協議 2：令和8年度地域内フィーダー系統補助の計画変更届出（案）について

協議 3：淡路島地域公共交通計画の変更（案）

淡路島地域公共交通計画（概要版）

令和7年度淡路島地域公共交通活性化協議会名簿

【委員】

区分	職名	氏名	役職	備考
計画作成市	洲本市企画情報部 部長兼財務部特命参事(ふるさと納税問題調整担当)	福島 太	監事	
	南あわじ市総務企画部 部付部長(企画担当)	家田 和幸	副会長	
	淡路市都市整備部 部長	辻野 真照	監事	
公共交通事業者	(公社)兵庫県バス協会 専務理事	新屋敷 昭一		【代理出席】 総務部長 吉本 道明
	(公社)兵庫県バス協会 淡路地区部会長 (淡路交通㈱ 運輸部 部長)	片岸 章文		
	舞子高速バスストップ協議会 (神姫バス㈱) バス事業部計画課 課長	前田 啓介		【欠席】 会長一任
	(一社)兵庫県タクシー協会 淡路部会長 ((有)みなとタクシー)	池田 昌宏		
	㈱淡路ジェノバライン 安全総括管理者取締役	清水 紀晶		
	沼島汽船㈱ 代表取締役	山内 克則		
道路管理者 港湾管理者	兵庫県淡路県民局洲本土木事務所 所長	吉栖 雅人		
道路管理者	国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所洲本維持出張所 所長	江崎 祐也		【欠席】 会長一任
商工団体	洲本商工会議所 専務理事兼事務局長	谷池 淳司		
	五色町商工会 事務局長	川野 正統		
	南あわじ市商工会 事務局長	神崎 恭司		
	淡路市商工会 事務局長	伊藤 雅樹		
観光団体	(一社)淡路島観光協会 事務局長	福浦 泰穂		【欠席】 会長一任
	(一社)淡路島観光協会 観光戦略室長	地白 雅則		
住民代表	洲本市連合町内会 会長	成瀬 健太郎		【欠席】 会長一任
	南あわじ市連合自治会 会長	原 孝		【欠席】 会長一任
	淡路市連合町内会 会長	魚住 幸市		
公安委員会	洲本警察署 交通課長	小林 宏道		
	南あわじ警察署 交通課長	大成 昌宏		
	淡路警察署 交通課長	瀬川 雅史		
学識経験者	兵庫県立大学 名誉教授	福島 徹	会長	
観光有識者	㈱JTB 神戸支店 支店長	木崎 尚文		【代理出席】 副支店長 富田 伸一
	近畿日本ツーリスト㈱ 公務・地域共創事業部 課長	松岡 一隆		【代理出席】 リーダー 林 富士雄

【オブザーバー】

	職名	氏名		備考
1	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課 課長	大塚 保洋		【代理出席】 課長補佐 成相 覚
2	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部総務企画部 企画調整官	中村 洋一		
3	兵庫県土木部交通政策課 課長	小崎 隆志		
4	洲本市企画情報部 特命参事(政策推進担当)兼企画課長	西原 健二		
5	南あわじ市総務企画 ふるさと創生課 課長	前川 恭範		
6	淡路市企画情報部 部付部長兼まちづくり政策課長	野田 勝		

令和7年度 第2回 淡路島地域公共交通活性化協議会 配席図



洲本市企画情報部部長兼
財務部特命参事
福島 委員

兵庫県立大学名誉教授
福島 会長

南あわじ市総務企画部
部付部長(企画担当)
家田 副会長

淡路市都市整備部部長
辻野 委員

陪席・傍聴席

● (公社)兵庫県バス協会
専務理事
吉本 委員代理

● (公社)兵庫県バス協会
淡路地区部会長(淡路交通(株))
片岸 委員

● (一社)兵庫県タクシー協会淡路
部会長 ((有)みなとタクシー)
池田 委員

● (㈱淡路ジェノバライン
安全総括管理者取締役
清水 委員

● 沼島汽船㈱
代表取締役
山内 委員

● 兵庫県淡路県民局
洲本土木事務所 所長
吉栖 委員

● 洲本商工会議所
専務理事兼事務局長
谷池 委員

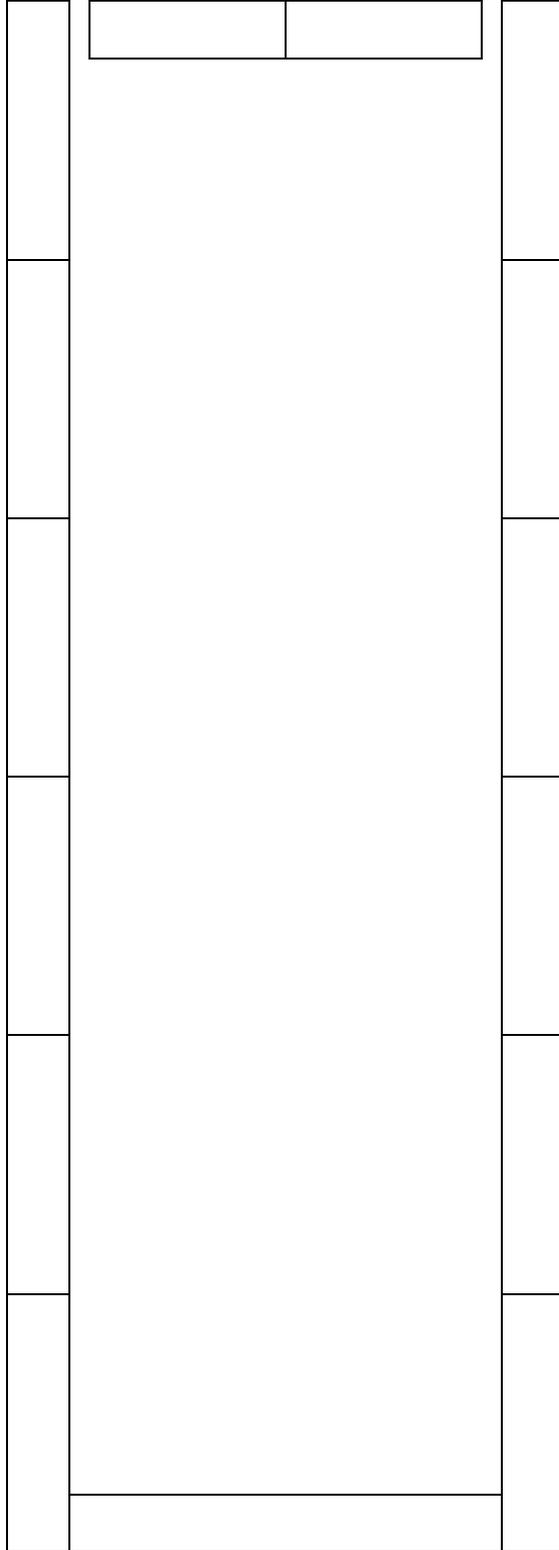
● 五色町商工会
事務局長
川野 委員

● 南あわじ市商工会
事務局長
神崎 委員

● 淡路市商工会
事務局長
伊藤 委員

○ 南あわじ市総務企画部
ふるさと創生課
前川 課長

○ 淡路市企画情報部
まちづくり政策課
野田 部長



● 淡路市連合町内会
会長
魚住 委員

● 洲本警察署
交通課長
小林 委員

● 南あわじ警察署
交通課長
大成 委員

● 淡路警察署
交通課長
瀬川 委員

● (一社)淡路島観光協会
観光戦略室長
地白 委員

● (株)JTB 神戸支店
支店長
富田 委員代理

● 近畿日本ツーリスト(株)
公務・地域共創事業部
林 委員代理

○ 国土交通省近畿運輸局
交通政策部交通企画課
成相 課長補佐

○ 国土交通省神戸運輸監理部
兵庫陸運部総務企画部
中村 企画調整官

○ 兵庫県土木部
交通政策課
小崎 課長

○ 洲本市企画情報部
企画課
西原 特命参事兼課長

事務局

入口

淡路島地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、淡路島地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、副会長の属する市に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る協議に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要な事項の協議に関すること。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 計画作成市関係部長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 港湾管理者又はその指名する者
- (5) 商工・観光団体の長又はその指名する者
- (6) 市民又は利用者を代表する者
- (7) 公安委員会の長又はその指名する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長1人

(2) 副会長1人

(3) 監事2人

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長及び監事は、計画作成市の委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員がやむを得ず出席できない場合は、代理人をもって議決権を行使することができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って公開しないことができる。

(1) 洲本市情報公開条例（平成18年条例第17号）第7条及び第8条、南あわじ市情報公開条例（平成17年条例第18号）第7条並びに淡路市情報公開条例（平成17年条例第15号）第7条に規定する不開示情報が含まれる場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

6 会議の案件について、会長が急を要する事案又は軽微な事案と判断したものについては、書面にて協議することができる。

7 協議会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(傍聴)

第8条 傍聴を希望する者は、前条第5項の規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第9条 委員は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、副会長の属する市の交通政策担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長

が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成29年3月27日から施行する。なお、第5条第1項に示す委員の任期は、淡路島地域公共交通活性化協議会の委員として委嘱された年度を除く、2年とする。

令和7年度淡路島地域公共交通活性化協議会の活動、施策の進捗報告について

1. 活動状況

①淡路島地域公共交通活性化協議会

	日時	協議内容
第1回	令和7年 6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度淡路島地域公共交通網形成計画の施策報告 ・令和6年度協議会決算(案) ・令和6年度協議会決算会計監査報告 ・令和7年度協議会予算(案) ・令和7年度協議会スケジュール(案) ・令和8年度幹線系統補助・フィーダー系統補助の計画認定申請(案) ・協議会における事前の「包括的な合意」(案)
第2回	令和8年 1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度淡路島地域公共交通網形成計画の施策進捗報告 ・令和7年度幹線系統補助・フィーダー系統補助の事業評価(案) ・令和8年度フィーダー系統補助計画認定申請の変更(案) ・淡路島地域公共交通計画の変更(案)

②淡路島地域公共交通活性化協議会 担当者会議

	日時	協議内容
第1回	令和7年 4月9日	(福島会長、3市、県) <ul style="list-style-type: none"> ・洲本市) 自動運転の実証運行について ・鮎原線の再編について ・施策について(淡路島 MaaS、JR 舞子駅への新快速停車要望)
第2回	令和7年 5月2日	(福島会長、3市、県) <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度第1回協議会の開催について ・施策について(ひょうご新 IC サービス、ナンバリング)
第3回	令和7年 6月6日	(福島会長、3市、県) <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度第1回協議会について ・施策について(淡路島 MaaS、ナンバリング、buSmo 多言語化)
第4回	令和7年 7月4日	(福島会長、3市、県、(株)ズッキュン) <ul style="list-style-type: none"> ・施策について(buSmo 多言語化・地図検索機能、ナンバリング、JR 西日本との面談)
第5回	令和7年 8月1日	(福島会長、3市、県) <ul style="list-style-type: none"> ・施策について(ナンバリング、超小型モビリティ認定制度)
第6回	令和7年 9月5日	(福島会長、3市、県、(株)パブリックテクノロジーズ) <ul style="list-style-type: none"> ・施策について(淡路島 MaaS、ナンバリング) ・持続可能な交通のあり方について(パブリックテクノロジーズ)
第7回	令和7年 10月3日	(福島会長、3市、県) <ul style="list-style-type: none"> ・施策について(淡路島 MaaS、ナンバリング、ひょうご新 IC サービス、交通計画の更新について)

第8回	令和7年 11月14日	(福島会長、3市、県) ・施策について(ナンバリング) ・淡路島地域公共交通実態調査について
第9回	令和7年 12月5日	(福島会長、3市、県、(株)ユニ・トランド) ・令和7年度第2回協議会の開催について ・令和7年度幹線系統補助事業のヒアリングについて ・施策について(ナンバリング) ・淡路島地域公共交通実態調査について(ユニ・トランド)
第10回	令和8年 1月9日	(福島会長、3市、県) ・令和7年度第2回協議会について ・淡路島地域公共交通実態調査について ・施策について(淡路島 MaaS、ナンバリング)

③各市 地域公共交通会議

		日時	協議内容
淡路市	第1回淡路市地域公共交通会議	令和7年 6月24日	・路線バス鮎原線の協議運賃について ・淡路市コミュニティバスの評価検証について ・岩屋地域コミュニティバスの運賃改正について ・山田地域デマンド交通の路線追加について 等
洲本市	第1回洲本市地域公共交通会議	令和7年 6月16日	・本四海峡バス株式会社鮎原線(JA 淡路日の出 五色支店前～しづかホール前)改正について ・淡路交通縦貫線(洲本 BC～福良)の路線変更 について ・洲本市コミュニティバスの運行実績について
南あわじ市	第1回南あわじ市地域公共交通会議	令和7年 7月17日	・淡路交通縦貫線のルート変更、一部バス停休止 について ・らん・らんバスの利用状況について

2. 施策の進捗状況

別表のとおり

施策進捗状況管理表(目標値管理)

R7.12.3 | 時点

指標		計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
目標1 取組を推進していくための体制づくり							
施策の方向性1-1 3市による統一的な推進体制の構築							
施策1-1-1 統一的な推進体制の構築とコミュニティバスの統合に向けた検討							
		[計画]		検討	検討	検討	検討
		[実績]	検討	検討	検討	検討	検討
淡路島地域内公共交通の総合調整のため、行政部門の企画・立案機能を統合							
コミュニティバスの市域間運行及び統合に向けた検討							
目標2 利便性の高い公共交通ネットワークの形成							
施策の方向性2-1 幹線、準幹線、支線等の路線の役割に応じたネットワークの形成							
施策2-1-1 運行水準の維持・向上とニーズ等に応じた見直し							
		[計画]		実施	実施	実施	実施
		[実績]	実施	実施	実施	実施	実施
淡路交通	縦貫線(洲本~津名港)		実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	縦貫線(洲本~福良)	ルート変更(津名高校前経由)	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	都志線(洲本~アスバ五色)	ルート変更(南あわじ市役所前付近 乗せ換え)	検討	R7.10.1実施	継続実施	継続実施	
	都志線(洲本~奥の内)	増便、ダイヤ・ルート変更	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	都志線(洲本~奥の内)	増便、ダイヤ・ルート変更	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	鳥飼線(洲本~陸の港西淡)	増便、ダイヤ・ルート変更	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	鳥飼線(洲本~シーバ前)	増便、ダイヤ・ルート変更	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	長田線	増便、ダイヤ・ルート変更	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	本四海峡バス	ダイヤ・ルート変更	検討	R7.9.1実施	継続実施	継続実施	
	淡路市コミバス	早期便の運行	実施	実施	継続実施	継続実施	
	洲本市コミバス	再編(ダイヤ・ルート変更)	-	-	-	-	
	南あわじ市コミバス		検討	R7.4.1実施	継続実施	継続実施	
施策2-1-2 高速バスの地域内乗降の拡大							
		[計画]		実施	実施	実施	実施
		[実績]	実施	実施	実施	実施	実施
神姫バス、淡路交通	三ノ宮・福良線	陸の港西淡~福良	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	三ノ宮・西浦線	北淡IC~高田屋嘉兵衛公園	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	三ノ宮・福良線	淡路IC~福良 ※一部便のみ	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
神姫バス、本四海峡バス	北淡路西海岸ライン	岩屋PT~北淡IC	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
西日本JRバス、本四海峡バス	三ノ宮・洲本線	ニジゲンノモリ~洲本IC	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
目標値1 路線バス・コミュニティバスの年間利用者数		(基準値:R5)					(目標値)
【各市・交通事業者資料】		635,458人	694,199人	761,791人			532,000人
目標値2 路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額		(基準値:R4)					(目標値)
【各市・交通事業者資料】		470.9円/人	471.4円/人	477.7円/人			470.9円/人

施策進捗状況管理表(目標値管理)

R7.1.2.3 | 時点

指標		計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
施策の方向性2-2 市域を超えた移動環境の向上							
施策2-2-1 市域を超えた路線の見直し		[計画]	実施	実施		実施	
淡路交通	縦貫線(洲本～福良)	[実績]	検討	R7.10.1実施	実施		
本四海峡バス	鮎原線		検討	R7.9.1実施	継続実施		
淡路市コミバス	岩屋洲本線		実施	継続実施	継続実施		
施策2-2-2 乗り継ぎ等利用しやすい手段の導入		[計画]	検討	実施	実施		
淡路交通	縦貫線(洲本～津名港)		実施	継続実施	継続実施		
	縦貫線(洲本～福良)	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	由良線	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	都志線(洲本～アスバス五色)	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	都志線(洲本～奥の内)	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	鳥飼線(洲本～陸の港西淡)	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	鳥飼線(洲本～シーハー前)	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	長田線	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
本四海峡バス	鮎原線		検討	R7.9.1実施	継続実施		
淡路市コミバス	鮎原線と共通乗車		検討	R7.9.1実施	継続実施		
洲本市コミバス	五色地域線	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
南あわじ市コミバス	全路線		検討	R7.4.1実施	継続実施		
	南北幹線	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
路線バス=コミュニケーションバス	乗継料金の検討			検討	検討		

施策進捗状況管理表(目標値管理)

R7.1.2.3 | 時点

指標		計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
施策の方向性2-3 広域拠点、地域拠点の役割に応じた交通結節機能の充実							
施策2-3-1 淡路IC、洲本ICの地域拠点としての整備及び淡路島南PAの地域拠点化の検討		[計画]					
淡路IC	高速バスから自動車や施設送迎バスへの乗換機能向上	[実績]	協議	協議	実施	検討・調整	
洲本IC	高速バスから路線バス、自動車による送迎、施設バスへの乗換機能向上		協議	協議	協議		
淡路島南PA	高速バス停留所の設置、他の移動手段との交通結節機能向上		協議	実施設計	整備		
施策2-3-2 拠点における交通結節機能の向上		[計画]					
広域拠点	PT整備	[実績]	検討・協議	検討・協議	検討・協議		
	T整備		R7.2.1実施	検討	検討		
	カーシェアリング整備		検討	検討	検討		
	カーシェアリング整備		実施	継続実施	継続実施		
	カーシェアリング整備		実施	継続実施	継続実施		
地域拠点	淡路IC		実施	継続実施	継続実施		
	東浦BT		検討	検討	検討		
	北淡IC		検討	検討	検討		
	郡家		検討	検討	検討		
	淡路島中央SIC		検討	検討	検討		
	洲本IC		協議	協議	協議		
	商業施設バルティ		検討	検討	検討		
	商業施設シーバ		検討	検討	検討		
	淡路島南PA		協議	実施設計	整備		
	土生港		検討	検討	検討		
施策2-3-3 乗換案内・情報発信機能の統一		[計画]					
	各拠点	[実績]	検討・調整	協議	一部実施	実施	
	乗換案内、情報発信の方法や内容の統一		検討・協議	協議	一部実施		
施策2-3-4 乗り継ぎ時間の短縮		[計画]					
	淡路市コミバス=淡路ジェノバライン	[実績]	実施	実施	実施	実施	
	乗り継ぎを考慮した運行ダイヤの調整		実施	継続実施	継続実施		
施策2-3-5 高速バスバスの交通結節機能強化		[計画]					
	乗換案内等情報発信、待合機能の充実	[実績]	実施	実施	-	-	
	路面誘導サイン設置(JR舞子駅=高速バス停)		実施	実施済	-	-	
	2Fエスカレーター入ロサイン			実施済	-	-	
	4Fベンチ更新			実施済	-	-	

施策進捗状況管理表(目標値管理)

R7.1.2.3 | 時点

指標		計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
目標3 日常の移動手段の充実(通勤・通学、買物、通院等)							
施策の方向性3-1 公共交通空白地における移動手段の確保							
施策3-1-1 公共交通空白地における地域内交通の導入							
淡路市	岩屋	バンバンバス	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	山田	ハピネス山田号(デマンドバス)	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	長沢	長沢ミニバス	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
洲本市	大野・船屋	あったか友愛バス	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	千草	チョイソコ洲本	実証運行	検討	検討	検討	
南あわじ市	灘	NPOによる自家用有償運送	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
施策3-2-1 地域の需要に応じた移動手段の充実							
施策3-2-1 地域の需要に応じた移動手段の導入							
淡路市	デマンドバス	要望地区に説明・協議	検討・協議	検討・協議	検討・協議	検討・協議	
洲本市			検討	検討	検討	検討	
南あわじ市			検討	検討	検討	検討	
施策3-2-2 福祉サービスとの連携(介護保険送迎、福祉有償、移動支援施策等)							
淡路市			検討	検討	検討	検討	
洲本市			検討	検討	検討	検討	
南あわじ市			検討	検討	検討	検討	
目標値3 住まいの地域の公共交通が便利だと思ふ人の割合							
【「兵庫の豊かさ指標」県民意識調査】							
(基準値:R4)			R6.6.3発表	R7.7.4発表	R8.1.23発表		(目標値)
12.0%			13.5%	12.0%	15.1%		12.0%

施策進捗状況管理表(目標値管理)

R7.12.3 | 時点

指標		計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
目標4 非日常の移動手段の充実(観光等)							
施策の方向性4-1 観光に対応した移動手段の充実							
施策4-1-1 二次交通の充実							
淡路市	レンタカー	[計画]	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	カーシェア	[実績]	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	レンタサイクル		実施	継続実施	継続実施	継続実施	
洲本市	レンタカー		実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	カーシェア		-	継続実施	継続実施	継続実施	
	レンタサイクル		実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	シェアサイクル		実施	実施	継続実施	継続実施	
南あわじ市	定額タクシー		実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	レンタカー		実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	カーシェア		実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	レンタサイクル		実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	定額タクシー		-	継続実施	継続実施	継続実施	
目標値4 レンタカー、カーシェアが導入されている広域拠点数		(基準値:R5)	3箇所	5箇所	5箇所	5箇所	(目標値) 5箇所
施策の方向性4-2 広域乗換拠点からの交通手段の充実							
施策4-2-1 空港等からの交通手段の充実							
	関西国際空港、伊丹空港、神戸空港、JR新神戸駅との交通手段の充実	[計画]	実施	実施	実施	実施	
	徳島空港からの新規バス路線の整備	[実績]	実施	実施	実施	実施	
	徳島空港からの新規バス路線の整備		実証運行	実証運行	実証運行	実証運行	
目標値5 空港や新幹線駅からのバス路線の設定状況		(基準値:R5)	6路線	6路線	6路線	6路線	(目標値) 7路線

施策進捗状況管理表(目標値管理)

R7.1.2.3 | 時点

指標		計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
目標5 持続可能な公共交通の実現							
施策の方向性5-1 シームレスな移動サービスの提供、MaaSの推進							
施策5-1-1 総合的な公共交通情報の発信							
多様な情報媒体による情報発信	淡路市公式LINE	[計画]	実施	実施	継続実施		
	洲本市公式LINE	[実績]	実施	継続実施	継続実施		
	南あわじ市公式LINE		実施	継続実施	継続実施		
	検索アプリ「buSmo(バスモ)」		実施	継続実施	継続実施		
	レンタカー、カーシェア、タクシー案内		実施	実施	継続実施		
	多言語対応(中国語(繁体、簡体)、韓国語)			R8.3実施予定	継続実施		
	地図検索機能			R8.3実施予定	継続実施		
	GTF5-JP(静的データ)整備	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	GTF5-RT(動的データ)整備		実施	継続実施	継続実施		
	洲本市コミバス、南あわじ市コミバス			実施	継続実施		
施策5-1-2 バスの統一的なナンバリング							
ナンバリングの整備	淡路市コミバス	[計画]	検討・調整	実施	実施	実施	
	洲本市コミバス	[実績]	協議	実施	実施	実施	
	南あわじ市コミバス		協議	協議	実施	実施	統一的システムナンバリング確定
	路線バス		協議	協議	実施	実施	
	高速バス		検討	協議	実施	実施	
			検討	協議	検討	検討	

施策進捗状況管理表(目標値管理)

R7.12.3 | 時点

指標		計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
施策5-1-3 キャッシュレス化の推進		[計画]					
		[実績]	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
高速バス	淡路交通	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	神姫バス	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	本四海峡バス	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	西日本JRバス	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	みなど観光バス	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
路線バス	淡路交通	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
		-	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
		-	-	実施	継続実施	継続実施	
コミバス	淡路市コミバス	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
		-	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
		実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
		-	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
		実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
		-	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
		実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
		-	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
施策5-1-4 周遊バスの充実や交通モードを超えた乗り継ぎ切符の導入		[計画]					
		[実績]	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
バス旅ひょうご(北淡路エリア)	高速バス(往復)、路線バス、淡路市コミバス(1日or2日)	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
バス旅ひょうご(南淡路エリア)	高速バス(往復)、路線バス、洲本市コミバス、南あわじ市コミバス(1日or2日)	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
明石海峡・島たびバス	高速バス(片道)、高速船(片道)、淡路市コミバス(1日)	-	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
花・食巡り切符	高速船(往復)、淡路市コミバス(1日or2日)	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
淡路交通路線バス・深日洲本ライナー共通券	高速船(往復)、路線バス(1日)	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
オニオンバスフリー券	徳島空港線・路線バス、南あわじ市コミバス(1日or2日)	実施	継続実施	廃止	廃止	廃止	

施策進捗状況管理表(目標値管理)

R7.12.3 | 時点

指標		計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
<p>施策の方向性5-2 多様な主体の連携による利用を促す取り組みと移動サービスの確保</p> <p>施策5-2-1 公共交通の利用機会の創出</p>							
運賃無料(割引)サービス	淡路市	[計画]	実施	実施	継続実施		
	淡交、洲本市、南あわじ市	[実績]	実施	継続実施	実施		
	淡交、3市		実施	継続実施	継続実施		
イベント	淡路交通		実施 5/18	-	-		
			実施 7/28	継続実施	継続実施		
	淡路市		実施 5/26	継続実施	継続実施		
	南あわじ市		実施 2/1	-	未定		
高齢者への働きかけ (運転免許自主返納支援)	淡路交通		実施	継続実施	継続実施		
	洲本市		実施	継続実施	継続実施		
	南あわじ市		実施	継続実施	継続実施		
ノーマイカーデー、エコ通勤	淡路市	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	洲本市		-	検討	検討		
	南あわじ市		-	検討	検討		
<p>施策5-2-2 運転手確保のための支援</p>							
募集情報の積極的な提供		[計画]	検討	検討	実施・検討		
就業支援		[実績]	検討	市HP、広報掲載	継続実施		
			検討	検討	検討		
<p>施策の方向性5-3 新技術等を活用した新たな取り組みの推進</p> <p>施策5-3-1 環境負荷の小さい車両の導入による脱炭素化の推進</p>							
EVバス等の導入	南あわじ市	[計画]	実施	継続実施	継続実施		
	南あわじ市	[実績]	実施 2台	継続実施	継続実施		
<p>施策5-3-2 新技術や新しい仕組みによる取組の推進</p>							
AI、自動運転技術の活用	自動運転:洲本市	[計画]	検討	実証実施	検討		
貨客混載、他産業との連携		[実績]	検討	実証実施	検討		
ビッグデータ等の活用			検討	検討	検討		

淡路島地域公共交通活性化協議会（ネットワーク全体の評価）

1. 協議会が目指す地域公共交通の将来像

公共交通の将来像

■地域特性

淡路島は、洲本市、南あわじ市及び淡路市の3市で構成され、瀬戸内海の東端に位置し、南北55km・東西28kmの細長い島で、総面積は595.63km²、人口は令和7年12月末時点で123,977人である。

■淡路島地域公共交通計画

淡路島では、人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの進展、公共交通の運転手不足などにより、地域公共交通を取り巻く状況は厳しさを増している。一方、住民の暮らしや活動において移動は不可欠であり、地域公共交通は重要な役割を担っている。地域の活力を将来にわたり維持するためには、公共交通ネットワークの形成とサービスの維持・改善が不可欠である。住民・交通事業者・行政が望ましい姿を共有し、役割を再認識した上で、総合的に地域公共交通政策を推進する指針として淡路島地域公共交通計画を策定し、取り組みを進めている。

■計画の目標及び期間

- ①取組を推進していくための体制づくり
- ②利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成
- ③日常の移手段の充実（通勤・通学、買い物、通院等）
- ④非日常の移手段の充実（観光等）
- ⑤持続可能な地域公共交通の実現

期間は、2024年度から2028年度までの5年間

■公共交通の将来像

- ・地域の将来像における位置づけ

淡路島各市の総合計画などと整合、連携を図りながら、地域公共交通政策の方向性等を定め、住民、交通事業者、企業、団体、行政等地域の人々が一体となって取り組む諸施策を示し、持続可能な地域公共交通の実現

- ・公共交通の機能分類とサービス水準等の設定

		ネットワークを担う主な交通機関	役割
公共交通	高速バスネットワーク	高速バス	島内と島外を結ぶ広域交通の軸。
	幹線	年間利用者数5万人以上の路線バス・コミュニティバス	島内の広域拠点を結ぶ島内移動ネットワークの主軸。
	準幹線	年間利用者数1万人以上、5万人未満の路線バス・コミュニティバス	広域拠点と地域拠点を結ぶ、幹線を補完する軸。
	支線	年間利用者数1万人未満のコミュニティバス・自主運行バス	幹線や拠点と周辺地域を結ぶ、地域の移動を支える軸。
	その他	船舶 タクシー	島内と島外や離島を結ぶ、生活を支える軸。 幹線、準幹線、支線を補完して、多様な移動ニーズに応える。
福祉交通		福祉有償運送・介護タクシー等	公共交通で対応できない方の輸送手段。

公共交通ネットワークのイメージ図

※別添で添付して下さい。

2. 目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

目標値は、公共交通計画策定時の利用実績を基に設定している。

国の補助制度（車両購入費補助を含む）や島内3市の補助制度等を活用し、移動手段の確保に努めた結果、協議運賃の導入による運賃低減効果もあり、利用者数は目標値を上回った。

一方、公的資金投入額は、バス車両購入費や燃料費・人件費の高騰等の影響により運行経費が増加し、目標値を下回った。なお、車両購入費を除いた場合の投入額は477.7円であり、計画策定時と比べて若干の増加にとどまっている。

	指標	目標値 (2028年)	実績 (2025年)
目標値1	路線バス・コミュニティバスの年間利用者数	532,000人	761,791人
目標値2	路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額	470.9円	477.7円

3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

(1) 取組経緯

「淡路島地域公共交通計画」において、目標達成に向けた施策を定め公共交通施策を推進している。

(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
地域間幹線系統 (循環線、縦貫線)	事業者	R6.10.1～ R7.9.30	幹	通勤・通学、通院、買物等の住民の日常生活を支える身近な公共交通機関として重要な役割を果たしている生活交通バスの維持確保を図るため、路線バスに対して支援

【種別】幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、利策：利便増進計画策定事業、利推：利便増進計画推進事業、継策：運送継続計画策定事業、継推：運送継続計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要

非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
「バス旅ひょうご」キャンペーンの実施	バス協会 行政 交通事業者	H28～	交流人口の増加による既存の生活交通バスの維持・確保に向け、観光施設等を生活交通バスで巡るキャンペーンを実施

(3) 生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
バス乗車キャンペーン (淡路市・洲本市・南あわじ市)	・島内路線バスとも連携し、こどもの日等にバス乗車キャンペーンを実施	生活交通バス利用者の増加。利用促進策として、次年度以降も引き続き、継続事業として実施予定
キャッシュレス決済の導入 (淡路市・洲本市)	・PayPay、イオンペイを導入	目標値は設定していないが、利用促進策として、次年度以降も引き続き、継続事業として実施予定

バス旅ひようご キャンペーンの 実施 (淡路市・洲本市)	バス旅ひようご（高速バス、コミバスの企画 乗車券の設定（沿線上施設の特典付き）	目標値は設定し ていないが、利 用促進策とし て、次年度以降 も引き続き、継 続事業として実 施予定
---------------------------------------	--	--

4. 具体的取組に対する評価

国、淡路島3市の適切な役割分担のもと、路線バスやコミュニティバス等の生活交通バスの運行経費、車両購入にかかる経費を支援した。また、令和6年10月から利用促進策として、路線バスの協議運賃化を実施した。

県バス協会等が実施する観光客に生活交通バス利用を促す「バス旅ひようごキャンペーン」も引き続き実施した。

これらの島内3市、事業者と連携した総合的な取組により、身近な移動手段の確保・維持につながった。目標値を上回った。

	指標	目標値 (2028年)	実績 (2025年)
目標値1	路線バス・コミュニティバスの年間利用者数	532,000人	761,791人
目標値2	路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額	470.9円	477.7円

5. 自己評価から得られた課題と対応方針

課 題	課題への対応方針
<p>自動車交通の普及や人口減少、少子化の進行等により、路線バス等の利用者数の減少傾向が続いている。</p> <p>また、今後、運転士不足による路線の減便、廃止が見込まれ、いかに地域公共交通を維持、確保がしていくかが課題である。</p>	<p>引き続き、路線バス、コミュニティバスの運行、及び地域住民等主体のコミュニティバスや既存の交通手段の活用などについて、国、県、島内3市、バス事業者が連携して取り組み、地域の移動手段の確保に努める。</p>

旧兵庫県生活交通対策地域協議会（これまでの経緯）

1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況

昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
<p>目標・効果について、達成できなかった系統があるものの、新型コロナの影響による減収から一定の回復傾向にある中で、MM や利用促進イベントを実施する等、事業実施の適切性は評価できる。</p> <p>利用促進事業の効果検証などを実施しながら、引き続き効果的な利用促進策の実施に努められたい。</p>	<p>誰も（住民、来訪者）が分かりやすく、使いやすい公共交通の実現をめざし、国、県、島内3市、事業者が連携した取組を推進する。</p>	<p>引き続き、路線バス、コミュニティバスの運行、及び地域住民等主体のコミュニティバスや既存の交通手段の活用などについて、国、県、島内3市、バス事業者が連携して取り組み、地域の移動手段の確保に努める。</p> <p>また、地域特性に応じた移動手段の確保、自動運転等の新たな技術の活用、観光需要の取込などを検討する。</p>

2. アピールポイント、特に工夫した点など

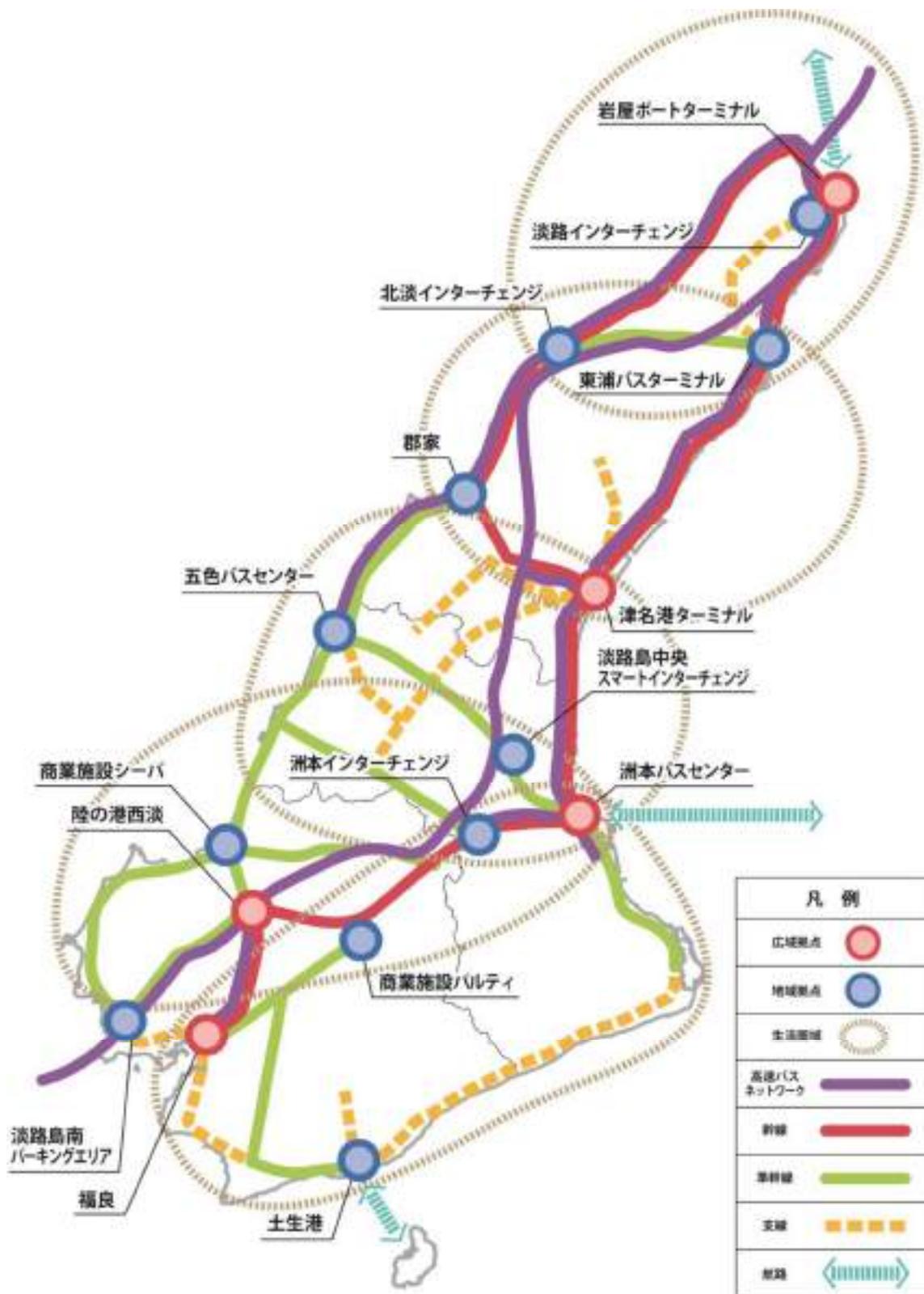
（1）バス乗車キャンペーン

島内3市と事業者が連携し、敬老の日などに路線バス、コミュニティバス1乗車100円にするなどの利用促進策を実施し、利用促進に取り組んだ。

（2）路線バスの協議運賃化

令和4年度から路線バスの運賃を4割削減する取組を島内で実施し、令和6年10月から島内の幹線を運行する路線バス全域で実施した。

別添：公共交通ネットワークのイメージ図



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（地域公共交通計画に基づく事業）

令和8年1月27日

協議会名：淡路島地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名：陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
淡路交通㈱	「洲本BC～志筑・津名高校前～津名港」の運行	燃料費の高騰など運行経費の増大など厳しい状況のなか、国補助制度の活用や県・市町独自の補助制度等により、島民生活に必要な移動手段の確保・維持を行なった。	A 計画どおり事業を適切に実施	A 燃油価格高騰や人材不足等の厳しい経営環境が続く中、国補助制度の活用、島内3市、事業者の連携度等により、島民生活に必要な移動手段の確保・維持を行なった。	<ul style="list-style-type: none"> 既に導入済みの「QRコード決済(PayPay)」のほか、県や市町の取り組みである「プレミアム付きデジタル商品券」等のキャッシュレス決済へ積極的に店舗登録し、参加することでお客様の利便性向上と共に、自治体との連携強化を図る。 引き続き、利用促進策の一環としての年間行事（こどもの日、敬老の日、年末年始等在来線割引キャンペーン）を実施し、路線バスの認知度を高め、利用者増を目指す。 淡路市コミュニティバス「あわ神あわ姫バス」との乗継利用の実態把握し、ダイヤの調整等による利用促進を図る。 日常生活での路線バスの必要性を訴えると共に、将来のバス利用者への誘致を目指し、小学校低学年の児童向けに「バスの乗り方教室」を定期的に開催する。
本四海峡バス㈱	「岩屋ポートターミナル～志筑・郡家・室津～岩屋ポートターミナル」の運行		A 計画どおり事業を適切に実施		<ul style="list-style-type: none"> 淡路島へ来島するインバウンド客並びに国内客の利便性向上を図るべく、引き続きQRコードを用いたキャッシュレス決済等を活用する。 淡路市内の公共交通主要幹線として、淡路市と連携しながら、更なる利用促進策を策定する。 高校生に対する通学定期補助制度（淡路市主体）を活用し沿線高校への周知並びに利用促進を実施する。 小学生を対象に「バスの乗り方教室」を淡路市と連携し開催する。

事業実施と地域公共交通計画との関連について

令和8年1月27日

協議会名：	淡路島地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）
地域の交通の目指す姿 （事業実施の目的・必要性）	<p>〈地域の交通の目指す姿〉 住民及び来訪者の広域移動から地域内移動までの多様な移動に対して、高速バスネットワークや幹線、準幹線、支線等が役割に基づき段階性をもち、交通結節点で円滑に接続する、持続可能な地域公共交通ネットワークを目指す。</p> <p>〈事業実施の目的・必要性〉 乗合バスは、島内の広域拠点を結ぶ移動ネットワークの主軸であり、島民の日常生活を支える不可欠な公共交通である。島内3市、事業者が連携してバス路線の維持確保を図り、乗合バスの利用促進に取り組みとともに、地域間幹線系統確保維持国庫補助金等を活用してバス事業者の運行継続を支援する。</p>

淡路島地域公共交通活性化協議会（ネットワーク全体の評価）

1. 協議会が目指す地域公共交通の将来像

公共交通の将来像

■ 地域特性

淡路島は、洲本市、南あわじ市及び淡路市の3市で構成され、瀬戸内海の東端に位置し、南北55km・東西28kmの細長い島で、総面積は595.63km²、人口は令和7年12月末時点で123,977人である。

■ 淡路島地域公共交通計画

淡路島では、人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの進展、公共交通の運転手不足などにより、地域公共交通を取り巻く状況は厳しさを増している。一方、住民の暮らしや活動において移動は不可欠であり、地域公共交通は重要な役割を担っている。地域の活力を将来にわたり維持するためには、公共交通ネットワークの形成とサービスの維持・改善が不可欠である。住民・交通事業者・行政が望ましい姿を共有し、役割を再認識した上で、総合的に地域公共交通政策を推進する指針として淡路島地域公共交通計画を策定し、取り組みを進めている。

■ 計画の目標及び期間

- ①取組を推進していくための体制づくり
- ②利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成
- ③日常の移動手段の充実（通勤・通学、買い物、通院等）
- ④非日常の移動手段の充実（観光等）
- ⑤持続可能な地域公共交通の実現

期間は、2024年度から2028年度までの5年間

■ 公共交通の将来像

- ・ 地域の将来像における位置づけ

淡路島各市の総合計画などと整合、連携を図りながら、地域公共交通政策の方向性等を定め、住民、交通事業者、企業、団体、行政等地域の人々が一体となって取り組む諸施策を示し、持続可能な地域公共交通の実現

- ・ 公共交通の機能分類とサービス水準等の設定

		ネットワークを担う主な交通機関	役割
公共交通	高速バスネットワーク	高速バス	島内と島外を結ぶ広域交通の軸。
		幹線 年間利用者数5万人以上の路線バス・コミュニティバス	島内の広域拠点を結ぶ島内移動ネットワークの主軸。
		準幹線 年間利用者数1万人以上、5万人未満の路線バス・コミュニティバス	広域拠点と地域拠点を結ぶ、幹線を補完する軸。
		支線 年間利用者数1万人未満のコミュニティバス・自主運行バス	幹線や拠点と周辺地域を結ぶ、地域の移動を支える軸。
		その他 船舶 タクシー	島内と島外や離島を結ぶ、生活を支える軸。 幹線、準幹線、支線を補完して、多様な移動ニーズに応える。
福祉交通		福祉有償運送・介護タクシー等	公共交通で対応できない方の輸送手段。

公共交通ネットワークのイメージ図

※別添で添付して下さい。

2. 目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

目標値は、公共交通計画策定時の利用実績を基に設定している。
 国の補助制度（車両購入費補助を含む）や島内3市の補助制度等を活用し、移動手段の確保に努めた結果、協議運賃の導入による運賃低減効果もあり、利用者数は目標値を上回った。
 一方、公的資金投入額は、バス車両購入費や燃料費・人件費の高騰等の影響により運行経費が増加し、目標値を下回った。なお、車両購入費を除いた場合の投入額は477.7円であり、計画策定時と比べて若干の増加にとどまっている。

	指標	目標値 (2028年)	実績 (2025年)
目標値1	路線バス・コミュニティバスの年間利用者数	532,000人	761,791人
目標値2	路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額	470.9円	477.7円

3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

(1) 取組経緯

「淡路島地域公共交通計画」において、目標達成に向けた施策を定め公共交通施策を推進している。

(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
淡路市生活観光バス	淡路市 (運行委託先：本四海峡(株))	R6.10.1 ～ R7.9.30	フ	定時定路線型で生活路線については、東浦バスターミナル～北淡事務所間を平日9往復/日、休日8往復/日運行し、観光路線については、10月～11月、及び3月～9月の休日を18便/日運行する。

洲本市コミュニティバス（五色中央ルート）	洲本市 （運行委託先：(株)洲本観光タクシー）	R6.10.1 ～ R7.9.30	フ	定時定路線型で洲本バスセンターと高田屋嘉兵衛公園を起終点とし、4.5 便/日を運行する。
----------------------	----------------------------	-------------------------	---	--

【種別】幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、利策：利便増進計画策定事業、利推：利便増進計画推進事業、継策：運送継続計画策定事業、継推：運送継続計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
岩屋地域コミュニティバス	(株)恵比寿	平成 21 年度 通年	定時定路線型で岩屋地域 8.5km を 1 日 30 便運行する。
山田地域デマンド交通	山田まちづくり協議会	平成 24 年度 通年	路線不定期型で山田地域と津名地域、五色地域の 25.0Km を 1 日最大 8 便運行する。

非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
洲本市コミュニティバス（上灘・沼島線）	洲本市（運行委託先：洲本観光タクシー）	平成 24 年・ 通年	令和元年 10 月 1 日より南あわじ市の沼島汽船場前まで延伸し、4 便/日を運行。沿線住民並びに沼島へ向かう観光客の移動手段を確保する。
「バス旅ひょうご」キャンペーンの実施	バス協会 行政 交通事業者	H28～	交流人口の増加による既存の生活交通バスの維持・確保に向け、観光施設等を生活交通バスで巡るキャンペーンを実施

生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
バス乗車キャンペーン (淡路市・洲本市・南あわじ市)	・島内路線バスとも連携し、こどもの日等にバス乗車キャンペーンを実施	生活交通バス利用者の増加。利用促進策として、次年度以降も引き続き、継続事業として実施予定
キャッシュレス決済の導入 (淡路市・洲本市)	・PayPay、イオンペイを導入	目標値は設定していないが、利用促進策として、次年度以降も引き続き、継続事業として実施予定
バス旅ひょうごキャンペーンの実施 (淡路市・洲本市)	バス旅ひょうご（高速バス、コミバスの企画乗車券の設定（沿線上施設の特典付き）	目標値は設定していないが、利用促進策として、次年度以降も引き続き、継続事業として実施予定
フラワーリングバス（観光周遊回り）の運行 (淡路市)	観光客向けの観光周遊ルートを時計回り・反時計回りに整理し、利用者にとって利用しやすいバス路線として継続運行	利用者は、運行期間の拡大により、1便あたり5.5人と昨年度を少し上回った。 ※次年度以降も引き続き、継続事業として実施予定
高速バス・高速船の企画乗車券の設定 (淡路市)	高速バス、高速船、コミバスの企画乗車券の設定	観光客の利用促進策として、今年度、新たな企画乗車券を設定した。目標値の設定はないが、次年度以降も引き続き、継続事業として実施し、更なる利用促進に努めていく予定
淡路市生活観光バスの運行 (淡路市)	地域住民の需要に応じた運行計画の見直し	要望や問い合わせ等により、利用者の声を把握して整理し、利便性の向上

4. 具体的取組に対する評価

【淡路市生活観光バス】

運行については、事業が計画に位置付けられたとおり適切に実施することができたが、

- 【目標】・利用者数 25,500人
・公的資金投入額 862.4円
・収支率(30.5%)

- 【実績】・利用者数 30,612人
・公的資金投入額：905.6円 市負担額：27,723千円
・収支率31.6%

利用者について、高校生などの通学者助成により、利用者数、収支率が目標を達成したが、原油高騰による燃料費などの高騰などにより運行経費が増加し、公的資金投入額が目標値を下回り、全ての目標達成ができなかった。今後も利用促進と利便性の向上を図り運行継続していく。

【洲本市コミュニティバス 五色中央ルート】

- ・令和4年10月にバス路線の再編を実施したことにより、利用者は増加傾向にあった。
- ・令和7年度実績は前年比47名のマイナスとなったが、旧五色町と洲本市街地を結ぶ生活路線として維持確保に努める。
- ・バス路線の再編による運賃負担の軽減やダイヤ改正、路線バスの乗り放題切符による利用者数の増加を目指した結果、目標とする利用者数を達成することができた。

- 【目標】運行回数：4.5便/日
利用者数：1運行あたり2.0人以上の利用者数

- 【実績】運行回数：4.5便/日
利用者数：1運行あたり3.66人の利用者数

5. 自己評価から得られた課題と対応方針

課 題	課題への対応方針
今年度は、原油高騰による燃料費、修繕費用の増加、人件費の高騰もあり、一部目標を達成することが出来ない部分もあったが、引き続き目標を達成するために利用促進を図る。	意見書や問合せ等により利用者の意見や苦情を整理し、改正や利用促進策等を講じ、更なる利用者数の増加、また、利便性の向上を図る。
人口減少が進む中、今後、沿線住民の利用のみで利用者数の増加を見込むことは難しい。	現在実施している高速バスと連携した乗り放題切符を継続し、淡路島外から訪れる観光客のコミバス利用を促すことで、利用者数の増加を図る。
普段コミバスを利用しない方（自家用車で移動する方）のコミバス利用への転換が課題。	淡路島は自家用車の依存度が高い地域であるが、島内路線バスと連携した乗車キャンペーンを継続し、窓口を広げることでコミバス利用のきっかけづくりを行う。
利便性のさらなる向上に向け、余裕を持ったダイヤ編成を検討し、コミバスと高速バスや路線バスとの接続を調整していく必要がある。	共通乗車券の取り組みなど、運行事業者との連携を継続する。

旧淡路市地域公共交通会議（これまでの経緯）

1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況

昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
適切に事業を実施し、目標効果が達成されたことは評価できる。	事業を適切に安定して継続している。	観光周遊回りの運行を、次年度以降も引き続き、継続事業として実施予定である。
利用者のニーズ把握をおこない、利便性向上のための適切な取組を、検討・実施されたい。	適宜、淡路市広報月刊号に今後の取組み内容等の紹介を掲載し、公共交通に対する関心と利用促進に努めている。	アンケート調査等による利用者ニーズを把握し、利用促進策等を講じ、更なる利用者数の増加を図っていく。

旧洲本市地域公共交通会議（これまでの経緯）

1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況

昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
<p>適切に事業を実施し、目標・効果が達成されたことは評価できる。</p> <p>利用状況及び利用者ニーズの把握・分析等を行うことにより、引き続き地域に見合った利便性向上策や利用促進策に取り組みられることを期待する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部ルートが重複している「都志線」の運行事業者である淡路交通株式会社と情報共有を行い、ダイヤや回数券や定期券の共通利用等について継続して実施した。 ・島内路線バスとの連携により乗車キャンペーンを実施し、普段の利用者以外にも乗車しやすくなる機会を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島内路線バスと連携したコミバスの乗車キャンペーンなどの利用促進策を含め、更なる利用促進を図る取り組みを検討、実施する。 ・沿線住民の人口減少は続いているので、今後も現在のような利用者傾向を維持することは難しいと予想される。利便性を確保し、より多くの人に利用してもらえるような施策を展開していきたい。

2. アピールポイント、特に工夫した点など

・バス路線の再編により運賃負担の軽減やダイヤ改正による利便性向上に加え、淡路交通株式会社との回数券相互利用などによる利便性の向上により、利用者数に影響を与えている。島内バス路線においてはすべての路線で利用者数が増加傾向にあり、今後も相乗効果を生み出していきたい。（洲本市）

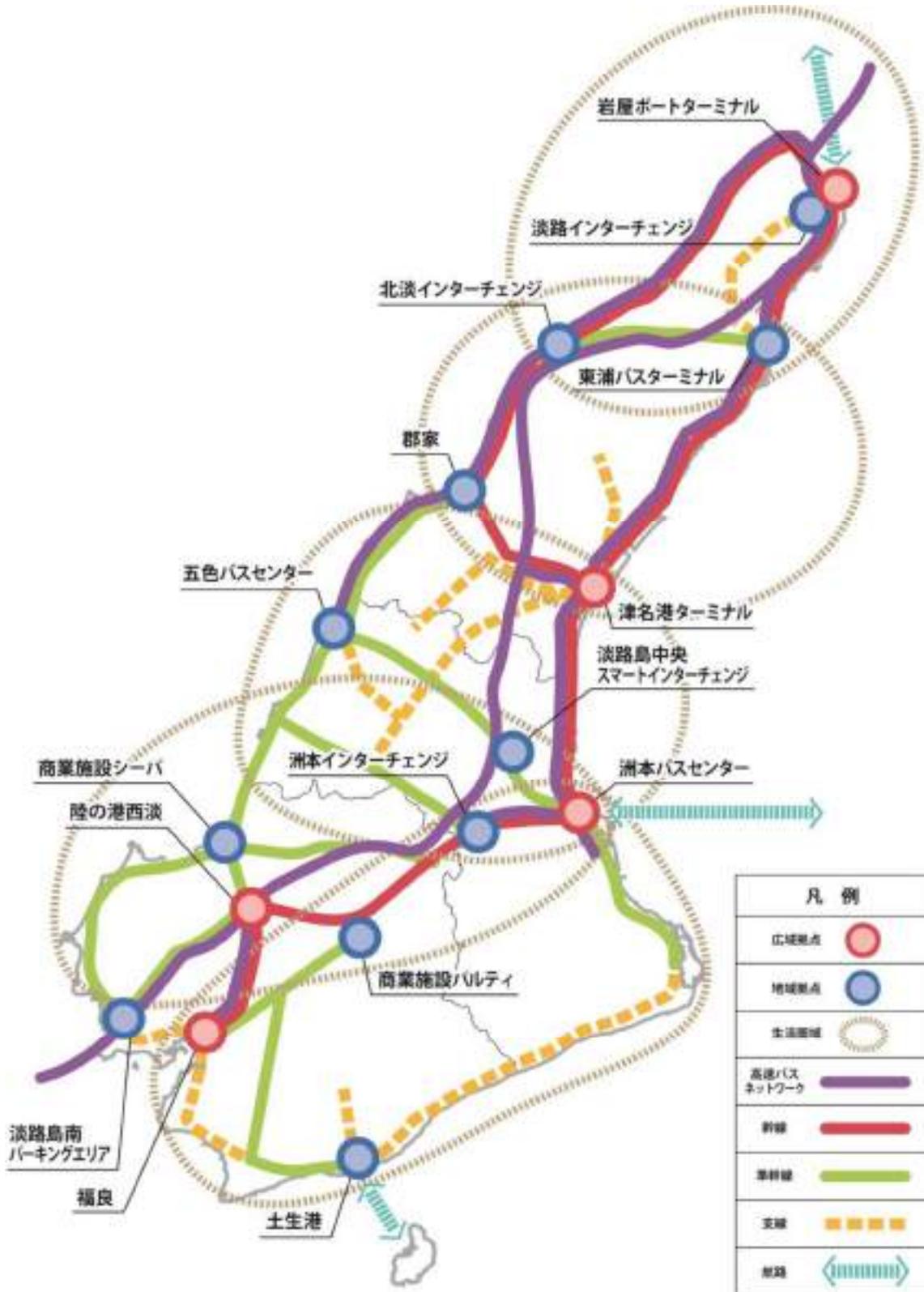
・島内路線バスとの連携により、1乗車100円などの均一運賃でバスが利用できる乗車キャンペーンを実施している。バスに乗るきっかけを作り、公共交通に親しみを持ってもらうことで利用促進を図っている。周知については市公式HPのほか、広報誌、ケーブルテレビとの連携、市公式LINE等、多様な媒体から情報を発信することができるようにしている。（洲本市）

・更なる利便性向上に向けた取り組みとして、外国人の利用者でも分かりやすくなるようバス路線とバス停のナンバリングを島内3市で検討しており、令和8年度に実装に向けて現在調整を行っている。（淡路市・洲本市）

• 原油高騰による燃料費や修繕費用の増加、自然現象による運転士不足などの影響により、運賃値上げ、運行便数の減便などが報道される等厳しい状況下ではあるが、今後も事業を維持継続し、公共交通の維持・確保に努めていく。(淡路市・洲本市)

• 生活交通は、観光客の需要量をもって支えていく必要があるため、期間及び曜日限定で観光周遊コースを運行している。島内の事業者、利用者からの声により、観光周遊コースの運行期間の拡大、既存事業者バス事業者と調整を行い、新路線の運行等、利用者の利便性の向上に努めた。(淡路市)

別添：公共交通ネットワークのイメージ図



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画に基づく事業)

令和8年1月27日

協議会名: 淡路島地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
<p>淡路市</p> <p>(株) 洲本観光タクシー</p>	<p>【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】</p> <p>(運行路線名) ・淡路市生活観光バス路線</p> <p>(運行形態) 定時定路線型</p> <p>(運行区間) ・東浦北淡線 ・東浦バススターミナル～本四に井高速バス停前～北淡線 ・淡路駅前～北淡線 ・東浦バススターミナル～東浦バスターミナル～岩屋ポイントターミナルを循環</p> <p>(運行便数) ・東浦北淡線 平日: 9往復/日 休日: 8往復/日 ・観光周遊回り 10/1～11/30 休日: 18便/日 3/1～9/30 休日: 18便/日</p> <p>【東西運備担荷国庫補助金】 ・平成26年8月に29人乗りの低床型車両を2台導入。 ・平成28年11月に36人乗りの低床型車両を1台導入。</p>	<p>運行計画については、毎年6月の淡路市地域公共交通会議にて、淡路市コミュニティバスの評価基準に基づき、検証を行い、目標値である公的資金投入額については達成できなかったが、それ以外の基準をすべて満たしているため、運行計画の承認を受け、効果的な運行に努めた。</p> <p>A</p>	<p>運行については、事業者が計画に位置付けられたとおり、適切に実施することができた。</p> <p>車両については、低床型ノンステップバス29人乗りの車両2台を中心に、バス利用者の増加による積み残し対策として、低床型ノンステップバス36人乗りの車両1台を導入し、安全安定した運行をすることができた。</p> <p>A</p> <p>計画通り事業は適切に実施された。</p> <p>A</p>	<p>運行については、高校生以上の通学者助成事業の影響もあり、通学者の利用者数が増加し、運行回数、最低需要基準、利用者数の目標を達成することができたが、原油高騰による燃料費や修繕費、最低賃金の改正に伴う運転士の賃金の増加により、公的資金投入額、収支率が想定を下回ったことにより、目標を達成できなかった。</p> <p>【目標】 ・最低運行回数: 1日2往復(便以上) ・最低需要基準: 便あたり1.0人以上の利用者数 ・利用者数: 25,500人 ・公的資金投入額: 862.4円 ・収支率: 40.1% A</p> <p>【実績】 ・最低運行回数: 1日17便以上 ・最低需要基準: 1便あたり3.6人(利用者数) ・利用者数: 30,612人、実績運行回数: 8,295便 ・公的資金投入額: 905.6円 ・市負担額: 27,723千円 ・収支率: 31.6% 収入 17,442千円 支出 56,174千円</p>	<p>利用者数は、目標を上回り、前年度と比べ、約4,500人増(主に東浦北淡線の利用者)となった。要因としては、高校生以上の通学者助成事業により通学者の利用者が増加したことが考えられる。</p> <p>また、公的資金投入額、収支率が下回った要因としては、バス運転士運転者のなどの人件費、燃料費や修繕費の高騰などがあげられる。</p> <p>今後は、LINE配車、オンラインアンケートなどを活用し、進捗予定への利用などを促進し、利用者などの意見を聞きながら、できる限り利便性向上を図るとともに、取組内容や市の中心広報紙等に掲載し、公共交通に対する関心と利用促進を図る。</p> <p>・令和6年度の乗車実績は5,966人であったのに対し、令和7年度の乗車実績は5,919人となり、47人の減少となった。この系統は月ごとの利用者による大きな変動がないことから生活路線として運行していることが伺える。下り線(洲本BC)の利用者数は令和6年度と比較して増加している一方、上り線(高田屋嘉兵衛公園)の利用者数が減少しており、生活サイクルの変化も要因の一つとして考えられる。</p> <p>・住民からのアンケート結果を踏まえ、余裕を持ったダイヤ編成を検討し、高速バスや路線バスとの接続の調整について運行事業者と協議を行う。</p> <p>・バス乗車キャンペーンなどの利用促進施策についても、引き続き市内自治体やバス事業者と連携し、取り組んでいく。</p>

事業実施と地域公共交通計画との関連について

令和8年1月27日

協議会名：	淡路島地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金
<p>地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)</p>	<p>(目的) 淡路島は、洲本市、南あわじ市及び淡路市の3市で構成され、瀬戸内海の東端に位置し、南北55km・東西28kmの細長い島で、総面積は595.63km²、人口は令和7年12月末時点で123,977人である。 生活交通の維持確保及び観光振興などを実現するため、持続可能な地域公共交通システムを構築することをめざし、平成29年度に淡路島3市が連携し、「淡路島地域公共交通網形成計画」を策定し、令和6年度には、活性化再生法の改正に伴う「淡路島地域公共交通計画」を策定している。 この新計画に基づき、淡路島内3市、事業者とも連携し、住民、交通事業者及び行政等が適切な役割分担を行い、需要に応じた経済的な公共交通システムの実現を通じ、活力ある地域コミュニティを保持し、持続可能な地域公共交通を確立することをめざすものである。</p> <p>(基本方針等の必要性) (1) 取組を推進していくための体制づくり(地域内公共交通の一元管理組織の立ち上げ等) (2) 利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成 (3) 日常の移動手段の充実(通勤・通学、買物、通院等) (4) 非日常の移動手段の充実(観光等) (5) 持続可能な地域公共交通の実現</p>

令和 8 年度地域内フィーダー系統補助の計画変更届出（案）について

1. 提案内容

令和 7 年 9 月 26 日付で認定をうけました「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の令和 8 年度(令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月)の計画内容に以下の変更が生じたため、国土交通大臣へフィーダー補助の計画変更を届出することについて当協議会に諮るものです。

※協議理由

淡路島地域公共交通活性化協議会規約第 3 条 (4) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要な事項の協議に関する事項に該当

2. 対象路線 淡路市生活観光バスの北部観光周遊路線

3. 計画変更の理由

令和 8 年 3 月 1 日からの淡路市生活観光バスの北部観光周遊路線の改定に伴い、あわせて当初国へ提出していた地域内フィーダー系統確保維持計画の（運行）内容を修正します。

○内容変更修正

- ・生活交通確保維持改善計画(フィーダー)別紙
- ・別添表 1
- ・日数・回数チェックカレンダー (R8、R9、R10)

4. 主な変更内容

- ・利用者などからの要望により北部観光周遊路線にバス停を 3 か所追加
(大磯ユアールエー前、立石川、禅坊靖寧前)
- ・淡路ジェノバラインとの乗り継ぎ、実際の道路状況などを考慮し、北部観光周遊路線の運行便数を 18 便から 15 便に変更
- ・北部観光周遊路線のダイヤ改正は、令和 8 年 3 月 1 日からを予定

令和 8 年 1 月 2 7 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 淡路島地域公共交通活性化協議会
会長 福島 徹
住 所 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

地域公共交通計画変更届出書

令和 7 年 9 月 2 6 日付け近運交交第 3 7 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和 8 年 3 月 1 日

○ 変更箇所

表 1 の (2) 及び (3) の計画運行日数及び計画運行回数

○ 変更理由

現在運行しているバス路線上に新たな観光施設ができ、利用者などから、「新規にバス停を設置し、停車してほしい」などの意見、要望が多数あったこと、渋滞により運転士が十分な休息とれない状況が多々あるため、運行するダイヤを見直し、利用促進、利便性の向上を図り、公共交通の確保維持に努めるため

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和8年1月27日

（名称）淡路島地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

人口減少や少子高齢化、車社会の進展により路線バスやコミュニティバス等の公共交通の利用者は年々減少を続けており、収支悪化による行政負担の増加や運転手不足など、日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保維持が極めて厳しい状況にある。

今後も地域の活力を維持していくためには、地域公共交通確保維持事業により下記路線を存続させていくことが必要であり、地域住民、運行事業者及び行政等地域の関係者が適切な役割のもと地域公共交通の確保維持を図るとともに、もって島内の活性化に資することを目的とする。

淡路市生活観光バス（東浦北淡線、北部観光周遊回り）

淡路市においては、地域住民の移動手段を確保維持する「生活交通」と、観光客の移動手段を確保維持する「観光交通」を兼ね備えた淡路市生活観光バス路線を平成25年10月（平成26年度）から自家用有償旅客運送の運行形態で運行を開始した。

令和元年10月（令和2年度）には路線域を北淡路地域から市全域に拡大し、その後、令和2年10月（令和3年度）には、路線の見直しとともに幹線系統については一般旅客自動車運送事業での運行に、支線系統については自家用有償旅客運送での運行に、それぞれ運行形態の変更を行った。

現在の地域内フィーダー系統は、支線系統の自家用有償旅客運送である「東浦北淡線※1」と「北部観光周遊回り※2」となっている。

それぞれ幹線系統である「時計回り」・「反時計回り」と東浦バスターミナル等で接続し、通勤、通学、通院、買い物及び観光等の移動手段として必要不可欠な当該路線を確保維持していくことが必要である。

※1…東浦北淡線は、東浦バスターミナルと北淡事務所前間を往復運行し、平日（月～金）は1日9.5往復19便、休日は1日8.5往復17便を運行。

※2…北部観光周遊回りは、北淡路地域の花みどり施設等を周遊し、3月から11月までの間、時計回りと反時計回りで循環し、1日7.5往復15便を運行。

洲本市コミュニティバス「五色中央ルート」（五色地域線）

洲本市においては、洲本バスセンターを起終点とする路線バスを軸として、コミュニティバスなどで構成される公共交通網が市域に広がっている。中心市街地には、兵庫県立淡路医療センターを始めとする医療機関や大規模商業施設、高等学校が存在しており、地域住民の日常生活機能の多くを担っている。

また、中心市街地から旧五色町の公共施設などへの移動需要もあり、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、公共交通は生活に必要不可欠な移動手段となっている。

そうした中、既存路線バスの停留所まで遠い山間地域や坂路が多い地域では、停留所に到達することすら困難であるなどの理由から、路線バスを利用したくても利用できない高齢者が増えてきており、中心市街地、旧五色町内及び隣接市にアクセスするための新たな交通手段として、平成29年に五色地域コミュニティバスの運行を開始した。

運行開始後は、通院、通学、買い物といった日常生活を支える移動手段として、自ら移動手段を持たない高齢者や学生を中心に利用されており、五色地域と中心市街地を結ぶ移動手段としての役割を果たしている。

このように、新たな公共交通に関するニーズが高まる中、中心市街地、旧五色町内及び隣接市への交通手段として、洲本市コミュニティバス五色中央ルート（五色地域線）を確保維持することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

淡路市生活観光バス（東浦北淡線、北部観光周遊回り）

(1) 「東浦北淡線」「北部観光周遊回り」の利用者数を 26,415 人以上とする。

(算出根拠)

- ・令和6年度の実績が 26,154 人
- ・令和8年度の目標を令和6年度比1%増の 26,415 とする。

(2) 「東浦北淡線」「北部観光周遊回り」の利用者一人当たりの公的資金投入額を 1,045.9 円とする。

(算出根拠)

- ・令和6年度の実績が 1,056.4 円
市補助金 27,629,000 円 ÷ 利用者数 26,154 人 = 1,056.4 円
- ・令和8年度の目標を令和6年度比1%減の 1,045.9 円とする。

(3) 「東浦北淡線」「北部観光周遊回り」の収支率を 31.5%以上とする。

(算出根拠)

- ・令和6年度の実績が 30.5%
収入 10,222,000 円 ÷ 支出 33,467,000 円 = 30.5%
- ・令和8年度の目標を令和6年度比1%増の 31.5%とする。

洲本市コミュニティバス「五色中央ルート」（五色地域線）

(1) 「五色中央ルート」（五色地域線）の利用者数を 6,026 人以上とする。

(算出根拠)

- ・令和6年度の実績が 5,966 人
- ・令和8年度の目標を令和6年度比1%増の 6,026 人とする。

(2) 「五色中央ルート」（五色地域線）の利用者一人当たりの公的資金投入額を 1,007.8 円とする。

(算出根拠)

- ・令和6年度の実績が 1,017.9 円
市運行委託料 6,072,608 円 ÷ 利用者数 5,966 人 = 1,017.9 円
- ・令和8年度の目標を令和6年度比1%減の 1,007.8 円とする。

(3) 「五色中央ルート」（五色地域線）の収支率を 11.4%以上とする。

(算出根拠)

- ・令和6年度の実績が 10.4%
収入 1,355,825 円 ÷ 支出 13,012,981 円 = 10.4%
- ・令和8年度の目標を令和6年度比1%増の 11.4%とする。

(2) 事業の効果

当該路線を維持することにより、地域住民の通院、通学、買い物など日常生活に必要な移動手段が確保される。また、観光施設等が点在するエリアでは、観光客の移動手段も確保することができる。

さらには、地域間幹線系統とフィーダー系統のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できるとともに、外出の促進による高齢者の健康増進や地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・他路線の交通事業者とも連携した系統や便数、運行ダイヤの見直し。（淡路市、洲本市、事業者）
- ・交通モードを超えた乗り継ぎ切符（企画乗車券）の導入（淡路市、洲本市、南あわじ市、事業者）
- ・運賃無料、割引サービス（こどもの日、敬老の日等、免許返納）の実施（淡路市、洲本市、南あわじ市、事業者）
- ・淡路島発着の高速バス、路線バス、コミバス、旅客船等の総合的な公共交通情報をWEBアプリ「buSmo（バスモ）」により発信。本年度は多言語（英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語）にも対応できるよう改修する。（淡路市、洲本市、南あわじ市、兵庫県淡路県民局、淡路島観光協会）
- ・市広報誌、市LINEやイベント等を活用した情報発信（淡路市、洲本市）
- ・コミバスの時刻表及び公共交通マップの作成、市内集客施設への配布（淡路市）
- ・バス停ナンバリング、路線カラーリングの検討、HPなどで周知（淡路市、洲本市、南あわじ市、兵庫県淡路県民局、淡路島観光協会）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

淡路市生活観光バス（東浦北淡線、北部観光周遊回り）

運行経費から運行収入を差し引いた差額分を運行事業者への補助金として、淡路市が負担する。

洲本市コミュニティバス「五色中央ルート」（五色地域線）

運行事業者との運行業務委託契約金額から交付を受けた国庫補助金を差し引いた額と、年間の運行経費から運賃収入と交付を受けた国庫補助金を差し引いた額とを比較し、いずれか高いほうを洲本市が委託料として負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・利用者アンケート（車内・インターネットアンケート等）
- ・住民ヒアリング（地区の町内会会合への参加等）等

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和5年4月26日（書面表決）（令和5年度第1回）
令和4年度協議会決算（案）、令和5年度協議会予算（案）について ほか
- ・ 令和5年7月4日（令和5年度第2回）
現行計画の目標値の達成状況、めざすべき将来像と課題について
- ・ 令和5年10月12日（令和5年度第3回）
将来像実現に向けた方針と施策について
- ・ 令和5年12月25日（令和5年度第4回）
淡路島地域公共交通計画（素案）について
- ・ 令和6年3月21日（令和5年度第5回）
淡路島地域公共交通計画（案）について
- ・ 令和6年6月27日（令和6年度第1回）
令和7年度幹線系統補助、フィーダー系統補助の計画認定申請（案）について
- ・ 令和7年1月29日（令和6年度第2回）
淡路島地域公共交通計画の変更について
- ・ 令和7年6月25日（令和7年度第1回）
令和8年度幹線系統補助、フィーダー系統補助の計画認定申請（案）について
- ・ 令和8年1月27日（令和7年度第2回）
令和8年度フィーダー系統補助の計画変更認定申請（案）について

19. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通活性化協議会に利用者代表として地域住民代表者が参画しており、継続的な協議を行っている。

地域公共交通計画の策定にあたっては、パブリックコメントや事業者等に対するヒアリングを実施し、地域住民や関係者の意見を反映した計画とした。

20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

※該当なし

(2) 交通手段の検討状況

※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 南あわじ市市善光寺2番地1

(所 属) 南あわじ市総務企画部市民協働課

(氏 名) 原口 涼

(電 話) 0799-43-5244

(e-mail) k_kotsu@city.minamiawaji.hyogo.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
淡路市	本四海峡バス(株)	(1) 淡路市生活観光バス (東浦北淡線)	東浦バスターミナル	本四仁井高連バス停前	北淡事務所前	往 9.7km 復 9.7km	365日	3344.5回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナル、北淡事務所前バス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス線の時計回り・反時計回りと接続	③
	本四海峡バス(株)	(2) 淡路市生活観光バス (観光周遊回り) (時計回り)	岩屋ポートターミナル	東浦バスターミナル	岩屋ポートターミナル	往 27.0km 循環	92日	828回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナルバス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス線の時計回り・反時計回りと接続	③
	本四海峡バス(株)	(3) 淡路市生活観光バス (観光周遊回り) (反時計回り)	岩屋ポートターミナル	東浦バスターミナル	岩屋ポートターミナル	往 27.0km 循環	92日	828回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナルバス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス線の時計回り・反時計回りと接続	③
洲本市	(株)洲本観光タクシー	(4) 五色中央ルート	洲本BC	たかたクリニック前	高田屋高兵衛公園	往 24.9km 復 24.9km	359日	1615.5回			路線定期	①、②(1)	補助幹線系統である淡路交通が運行する縦貫線と洲本バスセンターで接続させる。	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
淡路市	本四海峡バス(株)	(1) 淡路市生活観光バス (東浦北淡線)	東浦バスターミナル	本四仁井高連バス停前	北淡事務所前	往 9.7km 復 9.7km	365日	3344.5回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナル、北淡事務所前バス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス線の時計回り・反時計回りと接続	③
	本四海峡バス(株)	(2) 淡路市生活観光バス (観光周遊回り) (時計回り)	岩屋ポートターミナル	東浦バスターミナル	岩屋ポートターミナル	往 27.0km 循環	92日	828回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナルバス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス線の時計回り・反時計回りと接続	③
	本四海峡バス(株)	(3) 淡路市生活観光バス (観光周遊回り) (反時計回り)	岩屋ポートターミナル	東浦バスターミナル	岩屋ポートターミナル	往 27.0km 循環	92日	828回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナルバス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス線の時計回り・反時計回りと接続	③
洲本市	(株)洲本観光タクシー	(4) 五色中央ルート	洲本BC	たかたクリニック前	高田屋高兵衛公園	往 24.9km 復 24.9km	359日	1615.5回			路線定期	①、②(1)	補助幹線系統である淡路交通が運行する縦貫線と洲本バスセンターで接続させる。	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和10年度

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
淡路市	本四海峡バス(株)	(1) 淡路市生活観光バス (東浦北淡線)	東浦バ スターミ ナル	本四仁井 高速バス 停前	北淡事 務所前	往 9.7km 復 9.7km	365日	3344.5回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナル、北淡 事務所前バス停で、補助対 象地域間幹線系統である 本四海峡バス線の時計回 り・反時計回りと接続	③
	本四海峡バス(株)	(2) 淡路市生活観光バス (観光周遊回り) (時計回り)	岩屋 ポート ターミ ナル	東浦バス ターミ ナル	岩屋 ポート ターミ ナル	往 27.0km 循環	92日	828回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナルバス停 で、補助対象地域間幹線系 統である本四海峡バス線の 時計回り・反時計回りと接 続	③
	本四海峡バス(株)	(3) 淡路市生活観光バス (観光周遊回り) (反時計回り)	岩屋 ポート ターミ ナル	東浦バス ターミ ナル	岩屋 ポート ターミ ナル	往 27.0km 循環	92日	828回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナルバス停 で、補助対象地域間幹線系 統である本四海峡バス線の 時計回り・反時計回りと接 続	③
洲本市	(株)洲本観光タクシー	(4) 五色中央ルート	洲本BC	たかたクリ ニック前	高田屋 嘉兵衛 公園	往 24.9km 復 24.9km	359日	1615.5回			路線定期	①、②(1)	補助幹線系統である淡路 交通が運行する縦貫線と洲 本バスセンターで接続させ る。	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

R9年度～計画期間最終年度については、R9年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
淡路市	本四海峡バス(株)	(1) 淡路市生活観光バス (東浦北淡線)	東浦バスターミナル	本四仁井高連バス停前	北淡事務所前	往 9.7km 復 9.7km	365日	3,344.5回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナル、北淡事務所前バス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス線の時計回り・反時計回りと接続	③
	本四海峡バス(株)	(2) 淡路市生活観光バス (観光周遊回り) (時計回り)	岩屋ポートターミナル	東浦バスターミナル	岩屋ポートターミナル	往 27.0km 循環	92日	757回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナルバス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス線の時計回り・反時計回りと接続	③
	本四海峡バス(株)	(3) 淡路市生活観光バス (観光周遊回り) (反時計回り)	岩屋ポートターミナル	東浦バスターミナル	岩屋ポートターミナル	往 27.0km 循環	92日	686回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナルバス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス線の時計回り・反時計回りと接続	③
洲本市	(株)洲本観光タクシー	(4) 五色中央ルート	洲本BC	たかたクリニック前	高田屋高兵衛公園	往 24.9km 復 24.9km	359日	1615.5回			路線定期	①、②(1)	補助幹線系統である淡路交通が運行する縦貫線と洲本バスセンターで接続させる。	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
淡路市	本四海峡バス(株)	(1) 淡路市生活観光バス (東浦北淡線)	東浦バスターミナル	本四仁井高連バス停前	北淡事務所前	往 9.7km 復 9.7km	365日	3,347.5回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナル、北淡事務所前バス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス線の時計回り・反時計回りと接続	③
	本四海峡バス(株)	(2) 淡路市生活観光バス (観光周遊回り) (時計回り)	岩屋ポートターミナル	東浦バスターミナル	岩屋ポートターミナル	往 27.0km 循環	90日	720回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナルバス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス線の時計回り・反時計回りと接続	③
	本四海峡バス(株)	(3) 淡路市生活観光バス (観光周遊回り) (反時計回り)	岩屋ポートターミナル	東浦バスターミナル	岩屋ポートターミナル	往 27.0km 循環	90日	630回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナルバス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス線の時計回り・反時計回りと接続	③
洲本市	(株)洲本観光タクシー	(4) 五色中央ルート	洲本BC	たかたクリニック前	高田屋高兵衛公園	往 24.9km 復 24.9km	359日	1615.5回			路線定期	①、②(1)	補助幹線系統である淡路交通が運行する縦貫線と洲本バスセンターで接続させる。	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和10年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
淡路市	本四海峡バス(株)	(1) 淡路市生活観光バス (東浦北淡線)	東浦バ スターミ ナル	本四仁井 高速バス 停前	北淡事 務所前	往 9.7km 復 9.7km	366日	3,356.0回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナル、北淡 事務所前バス停で、補助対 象地域間幹線系統である 本四海峡バス線の時計回 り・反時計回りと接続	③
	本四海峡バス(株)	(2) 淡路市生活観光バス (観光周遊回り) (時計回り)	岩屋 ポート ターミ ナル	東浦バス ターミ ナル	岩屋 ポート ターミ ナル	往 27.0km 循環	90日	720回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナルバス停 で、補助対象地域間幹線系 統である本四海峡バス線の 時計回り・反時計回りと接 続	③
	本四海峡バス(株)	(3) 淡路市生活観光バス (観光周遊回り) (反時計回り)	岩屋 ポート ターミ ナル	東浦バス ターミ ナル	岩屋 ポート ターミ ナル	往 27.0km 循環	90日	630回			路線定期	①、②(1)	東浦バスターミナルバス停 で、補助対象地域間幹線系 統である本四海峡バス線の 時計回り・反時計回りと接 続	③
洲本市	(株)洲本観光タクシー	(4) 五色中央ルート	洲本BC	たかたクリ ニック前	高田屋 嘉兵衛 公園	往 24.9km 復 24.9km	360日	1620.0回			路線定期	①、②(1)	補助幹線系統である淡路 交通が運行する縦貫線と洲 本バスセンターで接続させ る。	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

令和8年度事業 自治体名 茨路市 系集番号 茨路市生活観光バス(茨城本線) 合計 365日 3344.5回

R7年10月 calendar grid

R7年11月 calendar grid

10月 31日 285.5回

11月 30日 273回

R7年12月 calendar grid

R8年1月 calendar grid

12月 31日 285.5回

1月 31日 282.5回

R8年2月 calendar grid

R8年3月 calendar grid

2月 28日 256回

3月 31日 284.5回

R8年4月 calendar grid

R8年5月 calendar grid

4月 30日 276回

5月 31日 281.5回

R8年6月 calendar grid

R8年7月 calendar grid

6月 30日 277回

7月 31日 285.5回

R8年8月 calendar grid

R8年9月 calendar grid

8月 31日 283.5回

9月 30日 274回

令和8年度事業 自治体名 茨路市 系集番号 茨路市生活観光バス(茨城本線) 合計 92日 828回

R7年10月 calendar grid

R7年11月 calendar grid

10月 9日 81回

11月 12日 108回

R7年12月 calendar grid

R8年1月 calendar grid

12月 日 回

1月 日 回

R8年2月 calendar grid

R8年3月 calendar grid

2月 日 回

3月 10日 90回

R8年4月 calendar grid

R8年5月 calendar grid

4月 9日 81回

5月 13日 117回

R8年6月 calendar grid

R8年7月 calendar grid

6月 8日 72回

7月 9日 81回

R8年8月 calendar grid

R8年9月 calendar grid

8月 11日 99回

9月 11日 99回

令和8年度事業 自治体名 茨路市 系集番号 茨路市生活観光バス(茨城本線) 変更後 92日 757回 変更前 92日 828回 差引 日 -71回

R7年10月 calendar grid

R7年11月 calendar grid

10月 9日 81回

11月 12日 108回

R7年12月 calendar grid

R8年1月 calendar grid

12月 日 回

1月 日 回

R8年2月 calendar grid

R8年3月 calendar grid

2月 日 回

3月 10日 90回

変更前 10日 90回

R8年4月 calendar grid

R8年5月 calendar grid

4月 9日 72回

変更前 9日 81回

5月 13日 104回

変更前 13日 117回

R8年6月 calendar grid

R8年7月 calendar grid

6月 8日 64回

変更前 8日 72回

7月 9日 72回

変更前 9日 81回

R8年8月 calendar grid

R8年9月 calendar grid

8月 11日 88回

変更前 11日 99回

9月 11日 88回

変更前 11日 99回

令和8年度事業 自治体名 茨路市 系集番号 茨路市生活観光バス(茨城本線) 合計 92日 828回

R7年10月 calendar grid

R7年11月 calendar grid

10月 9日 81回

11月 12日 108回

R7年12月 calendar grid

R8年1月 calendar grid

12月 日 回

1月 日 回

R8年2月 calendar grid

R8年3月 calendar grid

2月 日 回

3月 10日 90回

R8年4月 calendar grid

R8年5月 calendar grid

4月 9日 81回

5月 13日 117回

R8年6月 calendar grid

R8年7月 calendar grid

6月 8日 72回

7月 9日 81回

R8年8月 calendar grid

R8年9月 calendar grid

8月 11日 99回

9月 11日 99回

令和8年度事業

自治体名 茨城県

系番号 茨城県

変更後 92日 686回

変更前 92日 828回

差引 日 -142回

R7年10月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R7年11月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

10月 9日 81回
変更なし
11月 12日 108回
変更なし

R7年12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R8年1月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

12月 日 回
変更なし
1月 日 回
変更なし

R8年2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R8年3月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月 日 回
変更なし
3月 10日 70回
変更前 10日 90回

R8年4月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R8年5月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 9日 63回
変更前 9日 81回
5月 13日 91回
変更前 13日 117回

R8年6月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R8年7月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月 8日 56回
変更前 8日 72回
7月 9日 63回
変更前 9日 81回

R8年8月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R8年9月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月 11日 77回
変更前 11日 99回
9月 11日 77回
変更前 11日 99回

令和9年度事業 自治体名 茨路市 系番号 茨路市各課別収入(人・車・物) 合計 365日 33475回

令和9年度事業 自治体名 茨路市 系番号 茨路市各課別収入(人・車・物) 合計 365日 33475回

令和9年度事業 自治体名 茨路市 系番号 茨路市各課別収入(人・車・物) 合計 365日 33475回

10月 31日 2845回

11月 30日 274回

12月 31日 2865回

1月 31日 2825回

2月 28日 256回

3月 31日 2855回

4月 30日 276回

5月 31日 2815回

6月 30日 277回

7月 31日 2845回

8月 31日 2845回

9月 30日 275回

令和9年度事業 自治体名 茨路市 系番号 茨路市各課別収入(人・車・物) 合計 90日 810回

令和9年度事業 自治体名 茨路市 系番号 茨路市各課別収入(人・車・物) 合計 90日 810回

令和9年度事業 自治体名 茨路市 系番号 茨路市各課別収入(人・車・物) 合計 90日 810回

10月 10日 90回

11月 11日 99回

12月 日 回

1月 日 回

2月 日 回

3月 9日 81回

4月 9日 81回

5月 13日 117回

6月 8日 72回

7月 10日 90回

8月 10日 90回

9月 10日 90回

令和9年度事業 自治体名 茨路市 系番号 茨路市各課別収入(人・車・物) 変更後 90日 720回

令和9年度事業 自治体名 茨路市 系番号 茨路市各課別収入(人・車・物) 変更後 90日 720回

令和9年度事業 自治体名 茨路市 系番号 茨路市各課別収入(人・車・物) 変更後 90日 720回

変更前 90日 810回

差引 日 -90回

10月 10日 80回

10月 10日 90回

11月 11日 88回

変更前 11日 99回

12月 日 回

変更なし

1月 日 回

変更なし

2月 日 回

変更なし

3月 9日 72回

変更前 9日 81回

4月 9日 72回

変更前 9日 81回

5月 13日 104回

変更前 13日 117回

6月 8日 64回

変更前 8日 72回

7月 10日 80回

変更前 10日 90回

8月 10日 80回

変更前 10日 90回

9月 10日 80回

変更前 10日 90回

令和9年度事業 自治体名 茨路市 系番号 茨路市各課別収入(人・車・物) 合計 90日 810回

令和9年度事業 自治体名 茨路市 系番号 茨路市各課別収入(人・車・物) 合計 90日 810回

令和9年度事業 自治体名 茨路市 系番号 茨路市各課別収入(人・車・物) 合計 90日 810回

10月 10日 90回

11月 11日 99回

12月 日 回

1月 日 回

2月 日 回

3月 9日 81回

4月 9日 81回

5月 13日 117回

6月 8日 72回

7月 10日 90回

8月 10日 90回

9月 10日 90回

令和9年度事業 自治体名 茨城県

系番号 茨城県

変更後 90日 630回

令和9年10月

月	火	水	木	金	土	日
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

令和9年11月

月	火	水	木	金	土	日
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

変更前 90日 810回

差引 日 -180回

10月 10日 70回
 変更なし 10日 90回
 11月 11日 77回
 変更なし 11日 99回

令和9年12月

月	火	水	木	金	土	日
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和9年1月

月	火	水	木	金	土	日
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12月 日 回

変更なし

1月 日 回

変更なし

令和9年2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

令和9年3月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月 日 回

変更なし

3月 9日 63回

変更前 9日 81回

令和9年4月

月	火	水	木	金	土	日
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

令和9年5月

月	火	水	木	金	土	日
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4月 9日 63回

変更前 9日 81回

5月 13日 91回

変更前 13日 117回

令和9年6月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

令和9年7月

月	火	水	木	金	土	日
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月 8日 56回

変更前 8日 72回

7月 10日 70回

変更前 10日 90回

令和9年8月

月	火	水	木	金	土	日
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和9年9月

月	火	水	木	金	土	日
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

8月 10日 70回

変更前 10日 90回

9月 10日 70回

変更前 10日 90回

令和10年度事業 自治体名 茨城県 系統番号 茨城県自治体共同システム 合計 366日 3356回

R9年10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

R9年11月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 31日 283.5回
11月 30日 275回

R9年12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R10年1月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

12月 31日 285.5回
1月 31日 282.5回

R10年2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29						

R10年3月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月 29日 265.5回
3月 31日 285.5回

R10年4月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R10年5月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 30日 275回
5月 31日 283.5回

R10年6月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R10年7月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月 30日 277回
7月 31日 283.5回

R10年8月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R10年9月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月 31日 285.5回
9月 30日 274回

令和10年度事業 自治体名 茨城県 系統番号 茨城県自治体共同システム 合計 90日 810回

R9年10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

R9年11月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 11日 99回
11月 10日 90回

R9年12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R10年1月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

12月 日 回
1月 日 回

R10年2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29						

R10年3月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月 日 回
3月 9日 81回

R10年4月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R10年5月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 10日 90回
5月 11日 99回

R10年6月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R10年7月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月 8日 72回
7月 11日 99回

R10年8月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R10年9月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月 9日 81回
9月 11日 99回

令和10年度事業 自治体名 茨城県 系統番号 茨城県自治体共同システム 変更後 90日 720回 変更前 90日 810回 差引 日 -90回

R9年10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

R9年11月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 11日 88回
11月 10日 80回
11日 90回

R9年12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R10年1月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

12月 日 回
変更なし
1月 日 回
変更なし

R10年2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29						

R10年3月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月 日 回
変更なし
3月 9日 72回
変更前 9日 81回

R10年4月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R10年5月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 10日 80回
変更前 10日 90回
5月 11日 88回
変更前 11日 99回

R10年6月

|--|

令和10年度事業 自治体名 茨城県

系番号 茨城県
系名

変更後 90日 630回
変更前 90日 810回
差引 日 -180回

R9年10月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

R9年11月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 11日 77回
変更前 11日 99回
11月 10日 70回
変更前 10日 90回

R9年12月

月	火	水	木	金	土	日
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

R10年1月

月	火	水	木	金	土	日
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

12月 日 回
変更なし
1月 日 回
変更なし

R10年2月

月	火	水	木	金	土	日
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					

R10年3月

月	火	水	木	金	土	日
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2月 日 回
変更なし
3月 9日 63回
変更前 9日 81回

R10年4月

月	火	水	木	金	土	日
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

R10年5月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 10日 70回
変更前 10日 90回
5月 11日 77回
変更前 11日 99回

R10年6月

月	火	水	木	金	土	日
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

R10年7月

月	火	水	木	金	土	日
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 8日 56回
変更前 8日 72回
7月 11日 77回
変更前 11日 99回

R10年8月

月	火	水	木	金	土	日
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

R10年9月

月	火	水	木	金	土	日
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

8月 9日 63回
変更前 9日 81回
9月 11日 77回
変更前 11日 99回

申請系統の路線図

1. 東浦北淡線

2. 観光周遊回り



申請番号(2)、(3) 観光周遊回り

9便/往復 3月~11月 休日(土日祝日)限定

観光周遊回り(時計回り) table with columns for bus stop, distance, and departure times.

観光周遊回り(反時計回り) table with columns for bus stop, distance, and departure times.

申請番号(2)、(3) 観光周遊回り

7.5便/往復 3月~11月 休日(土日祝日)限定

観光周遊回り(時計回り) table with columns for bus stop, distance, and departure times.

観光周遊回り(反時計回り) table with columns for bus stop, distance, and departure times.

各運行系統の位置づけと確保維持の方針

位置づけ	系統	事業主体	確保・維持の方針
高速バスネットワーク	各高速バス路線	高速バス事業者各社	交通事業者の事業として一定以上の水準を確保することをめざす。
幹線	循環線	淡路市	島内の主要な幹線軸として、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。
	縦貫線（洲本 BC～津名港）	淡路交通	
	縦貫線（福良～洲本 BC）	淡路交通	
準幹線	東浦北淡線	淡路市	幹線を補完する軸として、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。 幹線を補完する軸として、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。
	由良線	淡路交通	
	都志線	淡路交通	
	長田線	淡路交通	
	鳥飼線	淡路交通	
	中央循環線	南あわじ市	
	西循環線	南あわじ市	
南北幹線	南あわじ市		
支線	北部観光周遊回り	淡路市	地域の移動を支える軸として、需要に応じた適切な交通機関を導入し、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。
	五色地域線	洲本市	
	鮎原線	本四海峡バス	
	南部観光周遊回り	淡路市	
	上灘・沼島線	洲本市	
	南循環線	南あわじ市	
	北循環線	南あわじ市	
	東循環線	南あわじ市	
	岩屋地域コミュニティバス	㈱恵美寿	
	長沢地域コミュニティバス	長沢コミバス実行委員会	
	山田地域コミュニティバス	山田まちづくり協議会	
灘地区自家用有償旅客運送	NPO 法人 灘水仙の里		
航路	各航路	運行事業者各社	島内と島外や離島を結び、地域の移動を支える軸として、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。

各運行系統の位置づけと確保維持の方針

位置づけ	系統	事業主体	確保・維持の方針
高速バスネットワーク	各高速バス路線	高速バス事業者各社	交通事業者の事業として一定以上の水準を確保することをめざす。
幹線	循環線	淡路市	島内の主要な幹線軸として、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。
	縦貫線（洲本 BC～津名港）	淡路交通	
	縦貫線（福良～洲本 BC）	淡路交通	
	長田線	淡路交通	
準幹線	東浦北淡線	淡路市	幹線を補完する軸として、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。 幹線を補完する軸として、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。
	由良線	淡路交通	
	都志線	淡路交通	
	鳥飼線	淡路交通	
	中央循環線	南あわじ市	
	西循環線	南あわじ市	
	南北幹線	南あわじ市	
支線	北部観光周遊回り	淡路市	地域の移動を支える軸として、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。 地域の移動を支える軸として、需要に応じた適切な交通機関を導入し、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。
	五色地域線	洲本市	
	鮎原線	本四海峡バス	
	南部観光周遊回り	淡路市	
	上灘・沼島線	洲本市	
	南循環線	南あわじ市	
	北循環線	南あわじ市	
	東循環線	南あわじ市	
	岩屋地域コミュニティバス	㈱恵美寿	
	長沢地域コミュニティバス	長沢コミバス実行委員会	
	山田地域コミュニティバス	山田まちづくり協議会	
灘地区自家用有償旅客運送	NPO 法人 灘水仙の里		
航路	各航路	運行事業者各社	島内と島外や離島を結び、地域の移動を支える軸として、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。

地域公共交通確保維持事業の必要性

位置づけ	系統	地域公共交通確保維持事業の必要性
幹線	循環線	南側には島内の幹線である縦貫線、北側には明石や神戸方面とつながる明石岩屋航路と接続しており、淡路市域を超える移動を担う島内において重要な役割を担う路線となっています。通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っています。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
	縦貫線 (洲本BC ～津名港)	島内の南北を貫く幹線として、洲本 BC を境に南側には南あわじ市内の準幹線である中央循環線等が、北側には島内の幹線である循環線が接続しており、島内移動の重要な役割を担う路線となっています。通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っています。
	縦貫線 (福良～ 洲本BC)	一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
準幹線	東浦 北淡線	淡路市の東浦地域と北淡地域を結ぶ通勤・通学、買い物、通院等の主に日常生活に係る移動を担う路線となっています。東浦地域、北淡地域とともに幹線である循環線に接続しており、循環線を補完する欠かせない路線でもあります。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
	北部 観光 周遊 回り	淡路市北部地域の観光拠点を結び、主に観光に係る移動を担う路線となっています。一部、日常生活に係る移動にも利用されています。東浦地域、岩屋地域とともに幹線である循環線に接続しており、循環線を補完する欠かせない路線でもあります。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
支線	五色 地域線	洲本市の洲本地域から五色地域を結ぶ通勤・通学、買い物、通院等の主に日常生活に係る移動を担う路線となっています。洲本地域で幹線である縦貫線(洲本 BC～津名港)に接続しており、縦貫線(洲本 BC～津名港)を補完する欠かせない路線でもあります。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。

補助系統に係る事業及び実施主体の概要

位置づけ	系統	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業活用
幹線	循環線	岩屋 PT	志筑	岩屋 PT	4 条乗合	路線定期運行	淡路市	幹線補助
	縦貫線 (洲本 BC～津名港)	洲本 BC	志筑	津名港	4 条乗合	路線定期運行	淡路交通	幹線補助
	縦貫線 (福良～洲本 BC)	福良	-	洲本 BC	4 条乗合	路線定期運行	淡路交通	幹線補助
準幹線	東浦北淡線	東浦 BT	本四仁井	北淡事務所前	自家用有償旅客運送	路線定期運行	淡路市	フィーダー補助
支線	北部観光周遊回り	岩屋 PT	東浦 BT	岩屋 PT	自家用有償旅客運送	路線定期運行	淡路市	フィーダー補助
	五色地域線	洲本 BC	-	高田屋嘉兵衛公園	4 条乗合	路線定期運行	洲本市 (運行は交通事業者等に委託)	フィーダー補助

地域公共交通確保維持事業の必要性

位置づけ	系統	地域公共交通確保維持事業の必要性
幹線	循環線	南側には島内の幹線である縦貫線、北側には明石や神戸方面とつながる明石岩屋航路と接続しており、淡路市域を超える移動を担う島内において重要な役割を担う路線となっています。通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っています。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
	縦貫線 (洲本BC ～津名港)	島内の南北を貫く幹線として、洲本 BC を境に南側には南あわじ市内の準幹線である中央循環線等が、北側には島内の幹線である循環線が接続しており、島内移動の重要な役割を担う路線となっています。通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っています。
	縦貫線 (福良～ 洲本BC)	一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
準幹線	長田線 (洲本BC ～陸の港 西淡)	淡路島南西部から島中央部に位置する洲本市を結び、市域をまたぐ広域的な移動を担う幹線路線です。南側では南あわじ市内の準幹線である中央循環線等、北側では島内南北を貫く幹線である縦貫線と接続し、島内交通ネットワークの結節として機能しています。通勤・通学、通院、買い物等の日常生活に係る移動に加え、市域を越えた行政・医療・商業機能へのアクセスを支える基幹的な役割を果たしています。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
	東浦 北淡線	淡路市の東浦地域と北淡地域を結ぶ通勤・通学、買い物、通院等の主に日常生活に係る移動を担う路線となっています。東浦地域、北淡地域とともに幹線である循環線に接続しており、循環線を補完する欠かせない路線でもあります。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
支線	北部 観光 周遊 回り	淡路市北部地域の観光拠点を結び、主に観光に係る移動を担う路線となっています。一部、日常生活に係る移動にも利用されています。東浦地域、岩屋地域とともに幹線である循環線に接続しており、循環線を補完する欠かせない路線でもあります。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
	五色 地域線	洲本市の洲本地域から五色地域を結ぶ通勤・通学、買い物、通院等の主に日常生活に係る移動を担う路線となっています。洲本地域で幹線である縦貫線(洲本 BC～津名港)に接続しており、縦貫線(洲本 BC～津名港)を補完する欠かせない路線でもあります。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。

補助系統に係る事業及び実施主体の概要

位置づけ	系統	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業活用
幹線	循環線	岩屋 PT	志筑	岩屋 PT	4 条乗合	路線定期運行	淡路市	幹線補助
	縦貫線 (洲本 BC～津名港)	洲本 BC	志筑	津名港	4 条乗合	路線定期運行	淡路交通	幹線補助
	縦貫線 (福良～洲本 BC)	福良	-	洲本 BC	4 条乗合	路線定期運行	淡路交通	幹線補助
	長田線	洲本 BC	-	陸の港 西淡	4 条乗合	路線定期運行	淡路交通	幹線補助
準幹線	東浦北淡線	東浦 BT	本四仁井	北淡事務所前	自家用有償旅客運送	路線定期運行	淡路市	フィーダー補助
支線	北部観光周遊回り	岩屋 PT	東浦 BT	岩屋 PT	自家用有償旅客運送	路線定期運行	淡路市	フィーダー補助
	五色地域線	洲本 BC	-	高田屋 嘉兵衛公園	4 条乗合	路線定期運行	洲本市 (運行は交通事業者に委託)	フィーダー補助

淡路島地域公共交通計画 概要版

■ 計画の目的

淡路島が将来にわたって地域の活力を維持していくためには、人々の暮らしや活動を支える地域公共交通ネットワークの形成と交通サービスの維持・改善が不可欠です。

淡路島においては地域公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的として、「淡路島地域公共交通活性化協議会」を設置し、2018（平成 30）年 3 月に「淡路島地域公共交通網形成計画」を策定しました。網形成計画策定以降、課題解決に向けた様々な取組みを進めていますが、地域公共交通を取り巻く状況は一層厳しさを増しています。このため、地域公共交通にかかわる各主体、すなわち、利用する地域の住民、サービスを提供する交通事業者、そして市をはじめとした行政等の関係者が、望ましい姿を再確認し、共有する必要があります。

今回策定する「淡路島地域公共交通計画」は、これらの望ましい姿を共有したうえで、それぞれの役割を再認識し、それぞれができることを理解し、総合的に地域公共交通政策を展開していくための道しるべを示すことを目的としています。

■ 計画の位置づけ

本計画は淡路島にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにするマスタープランの役割を果たすものです。淡路島各市の総合計画や兵庫県の淡路地域ビジョン、その他のまちづくりや交通に関する計画と整合、連携を図りながら、地域公共交通政策の方向性等を定めるとともに、住民、交通事業者、企業、団体、行政等地域の人々が一体となって取り組む諸施策を示し、持続可能な地域公共交通の実現をめざします。

■ 基本的な方針

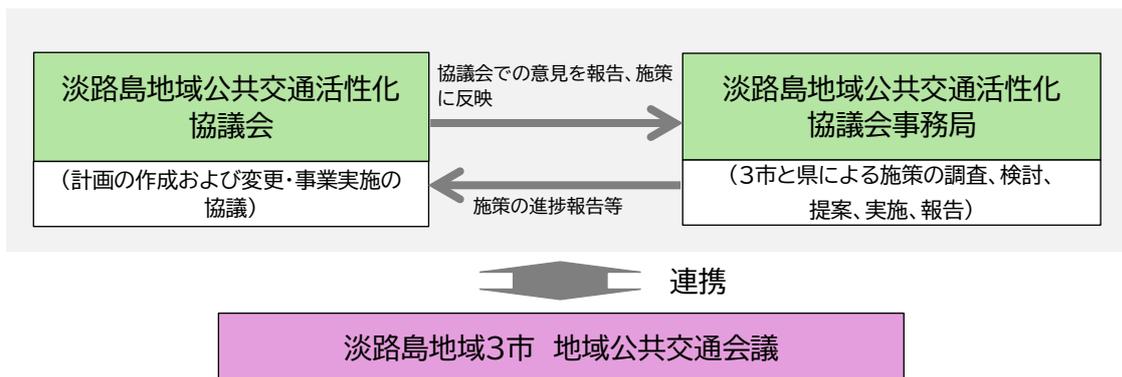
住民が安心して暮らし、地域内外の人々が交流する活気あふれる地域であるためには、誰も（住民、来訪者）がそれぞれの目的に応じて円滑に移動できる環境が必要です。その環境を実現し、将来にわたって維持するため、今後の人口減少、高齢者の増加、観光客の増加等に対応した、わかりやすく、使いやすい地域公共交通網の構築をめざします。

**誰も（住民、来訪者）が分かりやすく、使いやすい公共交通の実現
～クルマがなくても、生活・周遊できるネットワークの実現～**

■ 計画の推進体制

淡路島地域公共交通活性化協議会では、各事業主体の取組みや事業費、費用対効果など進捗状況の確認を行うとともに、計画に基づく施策の総合調整を行います。

事業主体間の連携や調整が必要な施策については、3市と県の交通政策担当課により構成する淡路島地域公共交通活性化協議会事務局において、施策の調査・検討、実施、検証等を行い、協議会に報告を行います。また、各市地域公共交通会議においては、本計画を踏まえ、施策・事業の推進を図ります。



■ 地域公共交通ネットワークの将来像

地域公共交通ネットワークの将来像は、住民及び来訪者の広域移動から地域内移動までの多様な移動に対して、高速バスネットワークや幹線、準幹線、支線等が役割に基づく階層性をもち、交通結節点で円滑に接続する、持続可能な地域公共交通ネットワークをめざします。

○ 広域拠点： 島外からの交通機関である高速バス、旅客船の主なターミナルで淡路島の玄関口。高速バス、旅客線、路線バス、コミュニティバス、タクシー等の複数の移動手段の乗換拠点。

- ・ 乗り換え・観光・宿泊施設等の案内ができること
- ・ 駐車場、駐輪場、タクシーベイが整備されていること
- ・ 待合施設があること
- ・ トイレがあること
- ・ 券売所、案内所があること
- ・ レンタサイクル、レンタカーなど多様なバス以外の交通手段が利用できること
- ・ 飲食、物販機能があること

● 地域拠点： 高速バス、路線バス、コミュニティバス等、複数の移動手段の乗換拠点。

- ・ 観光案内、交通案内等の表示があること
- ・ 駐車場、駐輪場が整備されていること
- ・ 上屋、ベンチがあること
- ・ トイレがあること
- ・ 自動販売機等の飲食機能があること



		ネットワークを担う 主な交通機関	役割
公共 交通	高速バスネットワーク	高速バス	島内と島外を結ぶ広域交通の軸。
	幹線	年間利用者数 5 万人以上の路線バス・コミュニティバス	島内の広域拠点を結ぶ島内移動ネットワークの主軸。
	準幹線	年間利用者数 1 万人以上、5 万人未満の路線バス・コミュニティバス	広域拠点と地域拠点を結ぶ、幹線を補完する軸。
	支線	年間利用者数 1 万人未満のコミュニティバス・自主運行バス	幹線や拠点と周辺地域を結ぶ、地域の移動を支える軸。
	その他	船舶 タクシー	島内と島外や離島を結ぶ、生活を支える軸。 幹線、準幹線、支線を補完して、多様な移動ニーズに応える。
福祉交通		福祉有償運送・介護タクシー等	公共交通で対応できない方の輸送手段。

■ 目標達成に向けた施策

目標1 取組を推進していくための体制づくり

1-1 3市による統一的な推進体制の構築	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降	
●統一的な推進体制の構築とコミュニティバスの統合に向け検討	行政	検討・調整〈可能なものから実施〉						

目標2 利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成

	指標	単位	基準値	目標値 2028(令和10)年度
目標値1	路線バス・コミュニティバスの年間利用者数	人	635,458 (2023(令和5)年)	532,000
目標値2	路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額	円	470.9 (2022(令和4)年)	470.9

2-1 幹線、準幹線、支線等の路線の役割に応じたネットワークの形成	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降	
●運行水準の維持・向上とニーズ等に応じた見直し	バス事業者、行政、淡路島観光協会	検討・調整〈可能なものから実施〉						
●高速バスの地域内の拡大	バス事業者、行政	検討・調整〈可能なものから実施〉						

2-2 市域を超えた移動環境の向上	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
●市域を超えた路線の見直し	行政、バス事業者、淡路島観光協会	検討・調整		実施			
●乗り継ぎ等利用しやすい手段の導入	行政、バス事業者	検討・調整〈可能なものから実施〉					

2-3 広域拠点、地域拠点の役割に応じた交通結節機能の充実	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降	
●淡路インターチェンジ、洲本インターチェンジの地域拠点としての整備及び淡路島南パーキングエリアの地域拠点化の検討	行政、バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会、本州四国連絡高速道路(株)	淡路 IC 検討・調整						
		洲本 IC 検討・調整						
		淡路島南 PA 検討・調整						
●拠点における交通結節機能の向上	行政、バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会、本州四国連絡高速道路(株)	検討・調整〈可能なものから実施〉						
●乗り換え案内・情報発信機能の統一	行政、バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会	検討・調整	実施					
●乗り継ぎ時間の短縮	バス事業者、行政	ダイヤ改定にあわせて随時実施						
●高速舞子バスストップの交通結節機能強化	バス事業者、行政、本州四国連絡高速道路(株)	実施						

目標3 日常の移動手段の充実(通勤・通学、買物、通院等)

	指標	単位	基準値	目標値 2028(令和10)年度
目標値3	住まいの地域の公共交通が便利だと思う人の割合	%	12 (2022(令和4)年)	12

3-1 公共交通空白地における移動手段の確保	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降	
●公共交通空白地における地域内交通の導入	住民、行政、バス事業者、タクシー事業者、地域の企業や団体	継続実施						

3-2 地域の状況に応じた移動手段の充実	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降	
●地域の需要に応じた移動手段の導入	住民、行政、バス事業者、タクシー事業者、地域の企業や団体	検討・調整〈可能なものから実施〉						
●福祉サービスとの連携	行政、タクシー事業者、福祉事業者	継続実施						

目標4 非日常の移動手段の充実（観光等）

	指標	単位	基準値	目標値 2028（令和10）年度
目標値4	レンタカー、カーシェアが導入されている広域拠点数	箇所	3 (2023（令和5）年)	5
目標値5	空港や新幹線駅からのバス路線の設定状況	路線	6 (2023（令和5）年)	7

4-1 観光に対応した移動手段の充実	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降	
●二次交通の充実	バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会、行政、地域の企業や団体	検討・調整〈可能なものから実施〉						

4-2 広域乗換拠点からの交通手段の充実	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降	
●空港等からの交通手段の充実	行政、バス事業者	検討・調整〈可能なものから実施〉						

目標5 持続可能な地域公共交通の実現

	指標	単位	基準値	目標値 2028（令和10）年度
目標値6	路線バス・コミュニティバスの収支率	%	29.4 (2022（令和4）年)	29.4

5-1 シームレスな移動サービスの提供、MaaSの推進	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降	
●総合的な地域公共交通情報の発信	行政、バス事業者、船舶事業者、淡路島観光協会、商工団体	継続実施						
●バスの統一的なナンバリング	行政、バス事業者、船舶事業者	検討・調整	実施					
●キャッシュレス化の推進	バス事業者、行政	検討・調整〈可能なものから実施〉						
●周遊バスの充実や交通モードを超えた乗り継ぎ切符の導入	バス事業者、淡路島観光協会、行政	検討・調整〈可能なものから実施〉						

5-2 多様な主体の連携による利用を促す取り組みと移動サービスの確保	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降	
●地域公共交通の利用機会の創出	行政、バス事業者、住民、教育機関	継続実施						
●運転手確保のための支援	バス事業者、タクシー事業者、行政	継続実施						

5-3 新技術等を活用した新たな取り組みの推進	実施主体	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降	
●環境負荷の小さい車両の導入による脱炭素化の推進	バス事業者、タクシー事業者、行政	継続実施						
●新技術や新しい仕組みによる取組の推進	バス事業者、タクシー事業者、行政	検討・調整〈可能なものから実施〉						

2024（令和6）年3月
淡路島地域公共交通活性化協議会